


# R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築

## 図 面 リ ス ト

図番	図 面 名	縮尺	図番	図 面 名	縮尺	図番	図 面 名	縮尺
	表紙、図面リスト	—	B-21	改修 建具配置図	1/100	C-04	改修 1階平面図	1/100
B-01	特記仕様書-1	—	B-22	建具リスト	1/100	C-05	改修 2階平面図	1/100
B-02	特記仕様書-2	—	B-23	2階会議室OAフロア割付図(参考)	1/100	C-06	支障物件確認図	1/100
B-03	特記仕様書-3	—	B-24	支障物件確認図	1/100			
B-04	付近見取図、全体配置図	1/700						
B-05	配置図	1/100	E-01	電気工事特記仕様書	—			
B-06	内部仕上表	—	E-02	現況 1階平面図(電灯配線図)	—			
B-07	現況 平面図	1/100	E-03	現況 2階平面図(電灯配線図)	1/100			
B-08	改修 平面図	1/100	E-04	改修 1階平面図(電灯配線図)	1/100			
B-09	現況 断面詳細図	1/50	E-05	改修 2階平面図(電灯配線図)	1/100			
B-10	改修 断面詳細図	1/50	E-06	現況 平面図(コンセント・弱電配線図)	1/100			
B-11	現況 天井伏図	1/100	E-07	改修 平面図(コンセント・弱電配線図)	1/100			
B-12	改修 天井伏図	1/100	E-08	現況 平面図(幹線・動力配線図)	1/100			
B-13	トイレ平面詳細図、土間スラブ伏図	1/50	E-09	改修 1階平面図(幹線・動力配線図)	1/100			
B-14	現況 展開図-1	1/100	E-10	改修 2階平面図(幹線・動力・盤配線図) (OAコンセント配線図)	1/100			
B-15	現況 展開図-2	1/50						
B-16	現況 展開図-3	1/50	E-11	支障物件確認図	1/100			
B-17	改修 展開図-1	1/100						
B-18	改修 展開図-2	1/50	C-01	空調工事特記仕様書	—			
B-19	改修 展開図-3	1/50	C-02	1階平面図	1/100			
B-20	現況 建具配置図	1/100	C-03	2階平面図	1/100			

	課 長	副課長	課長補佐	係 長	課 員	担 当
徳島県土整備部営繕課						

I 工事概要		章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																																														
1. 工事名称	R1宮緒 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築	4. 工事現場管理	<p>◎ 受注者は、工事期間中、安全監視を行い、工事区域およびその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保すると共に、工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。</p> <p>また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎ 工事現場には、監修指導定めの工事標準を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標準については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「6. 材料・製品等◎県産木材の使用」を準用する。</p> <p>◎ 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」（電子データ）を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎ 発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>① 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員（契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。）に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 処理場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地 処分地</th> <th>運搬距離 (km)</th> <th>処分費 (円) (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コンクリート(無筋)</td> <td rowspan="2">宮崎基礎建設(株) ☆優良認定業者(中間処分)</td> <td>鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1</td> <td rowspan="2">3.9km</td> <td rowspan="2">1,000円/ト</td> </tr> <tr> <td>鳴門市大麻町三俣字津久田4-1地</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート(有筋)</td> <td rowspan="2">(有)川上総砕石 (中間処分)</td> <td>徳島市下町本丁92-1</td> <td rowspan="2">8.8km</td> <td rowspan="2">550円/ト</td> </tr> <tr> <td>鳴門市瀬戸町明神山中山38-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガラス</td> <td rowspan="2">(株)フクフル</td> <td>徳島市上八万町田中1148番地1</td> <td rowspan="2">17.0km</td> <td rowspan="2">3,700円/ト</td> </tr> <tr> <td>徳島市上八万町田中1148番地</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木材</td> <td rowspan="2">(有)徳島興産 ☆優良認定業者</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号</td> <td rowspan="2">13.9km</td> <td rowspan="2">10,000円/ト</td> </tr> <tr> <td>徳島市津田海岸町2番90号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃プラ</td> <td rowspan="2">(株)丸八木村商店 ☆優良認定業者</td> <td>吉野川市鴨島町鴨島652-1</td> <td rowspan="2">26.4km</td> <td rowspan="2">10,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>吉野川市鴨島町鴨島652-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石膏ボード</td> <td rowspan="2">(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)</td> <td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> <td rowspan="2">7.0km</td> <td rowspan="2">22,800円/ト</td> </tr> <tr> <td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アスベスト含有 成形板等</td> <td rowspan="2">(株)明和クリーン</td> <td>三好市山城町寺野字大休庵956</td> <td rowspan="2">92.2km</td> <td rowspan="2">20,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>三好市山城町寺野字大休庵956</td> </tr> </tbody> </table> <p>有価材：サッシアルミ</p> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再生資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>受注者は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(対象建設工事)のうち、当初請負金額が500万円以上の工事において、コンクリート(2次製品含む)、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物、木材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を建設リサイクルデータベース(以後CREDAと表記)により作成し(様式1又は様式1-2)、監督員に電子データにより提出しなければならない。</p> <p>◎ 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（2次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎ 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージョン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>	種類	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜)	コンクリート(無筋)	宮崎基礎建設(株) ☆優良認定業者(中間処分)	鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1	3.9km	1,000円/ト	鳴門市大麻町三俣字津久田4-1地	コンクリート(有筋)	(有)川上総砕石 (中間処分)	徳島市下町本丁92-1	8.8km	550円/ト	鳴門市瀬戸町明神山中山38-1	ガラス	(株)フクフル	徳島市上八万町田中1148番地1	17.0km	3,700円/ト	徳島市上八万町田中1148番地	木材	(有)徳島興産 ☆優良認定業者	徳島市津田海岸町2番90号	13.9km	10,000円/ト	徳島市津田海岸町2番90号	廃プラ	(株)丸八木村商店 ☆優良認定業者	吉野川市鴨島町鴨島652-1	26.4km	10,000円/㎡	吉野川市鴨島町鴨島652-1	石膏ボード	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	7.0km	22,800円/ト	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	アスベスト含有 成形板等	(株)明和クリーン	三好市山城町寺野字大休庵956	92.2km	20,000円/㎡	三好市山城町寺野字大休庵956	<p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度を含む、「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を出すものとする。ただし、平成18年4月1日より前に採伐業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している業者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることを証明は不要とする。</p> <p>◎ 改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定制法による。</p> <p>◎ 県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書等との関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> <p>◎ 県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再生資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎ 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p>
種類	処分許可業者の会社名			所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (円) (税抜)																																													
コンクリート(無筋)	宮崎基礎建設(株) ☆優良認定業者(中間処分)			鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1	3.9km	1,000円/ト																																													
				鳴門市大麻町三俣字津久田4-1地																																															
コンクリート(有筋)	(有)川上総砕石 (中間処分)			徳島市下町本丁92-1	8.8km	550円/ト																																													
				鳴門市瀬戸町明神山中山38-1																																															
ガラス	(株)フクフル	徳島市上八万町田中1148番地1	17.0km	3,700円/ト																																															
		徳島市上八万町田中1148番地																																																	
木材	(有)徳島興産 ☆優良認定業者	徳島市津田海岸町2番90号	13.9km	10,000円/ト																																															
		徳島市津田海岸町2番90号																																																	
廃プラ	(株)丸八木村商店 ☆優良認定業者	吉野川市鴨島町鴨島652-1	26.4km	10,000円/㎡																																															
		吉野川市鴨島町鴨島652-1																																																	
石膏ボード	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	7.0km	22,800円/ト																																															
		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先																																																	
アスベスト含有 成形板等	(株)明和クリーン	三好市山城町寺野字大休庵956	92.2km	20,000円/㎡																																															
		三好市山城町寺野字大休庵956																																																	
2. 工事関係図書	<p>◎ 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎ 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎ 施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により、速やかに監督員に提出して、承諾を受けること。</p>	7. 化学物質を発散する建築材料等	<p>◎ 本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤等は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>																																																
3. 安全衛生管理	<p>◎ 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎ 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため、名札を着用すること。</p> <p>◎ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、支障が存在する場合には、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試験を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下降し等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎ 受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎ 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事事前に監督員に報告しなければならない。</p>	8. 施工	<p>◎ 工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は當番課へ問い合わせ、工事に滞りないようにすること。</p> <p>◎ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎ 他工事と取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>その 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリプ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口退出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排気ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	その 他	梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○		同上穴埋補修			○	○		床、天井点検口	○					設備機器天井開口退出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					給排気ガラリ取り付け	○										
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	その 他																																														
梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○																																															
同上穴埋補修			○	○																																															
床、天井点検口	○																																																		
設備機器天井開口退出		○	○	○																																															
同上切込み及び開口補強	○																																																		
給排気ガラリ取り付け	○																																																		
		5. 施工調査	<p>◎ 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 2 週間とする。</p> <p>切り直し時期については、施設管理者と協議すること。</p>	9. 技能士の適用	<p>◎ 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。</p> <p>技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を示明するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印・・・適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建具</td> <td rowspan="3">建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業</td> </tr> <tr> <td>・ 木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td>・ アルミ製室内建具製作作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サッシ施工</td> <td rowspan="2"></td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内装</td> <td rowspan="2">内装仕上げ施工</td> <td>・ 鋼製地下工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ ボード仕上げ工事作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業	・ 木製建具機械加工作業	・ アルミ製室内建具製作作業	サッシ施工		・ ビル用サッシ施工作業	・ 建築塗装作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ 鋼製地下工事作業	・ ボード仕上げ工事作業																											
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																	
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業																																																	
		・ 木製建具機械加工作業																																																	
		・ アルミ製室内建具製作作業																																																	
サッシ施工		・ ビル用サッシ施工作業																																																	
		・ 建築塗装作業																																																	
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																	
内装	内装仕上げ施工	・ 鋼製地下工事作業																																																	
		・ ボード仕上げ工事作業																																																	
		6. 材料・製品等	<p>◎ 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房庁官務部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎ 受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎ 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎ 県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p>																																																
			徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R1宮緒 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築	●図面番号 B-01																																														
				●図面名 特記仕様書-1	 <b>小 松 設 計</b> 管理建築士 1級建築士 小 松 裕 明 大 臣 登 録 第 344067 号																																														

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																						
一 章 一 般 共 通 事 項	10. 工事検査及び技術検査	<p>◎ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎ 試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎ 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数(中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が必要と認める場合はこの限りでない。)</p> <table border="1"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事等</th> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1 回</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2 回</td> <td>3 回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事等とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。</p> <p>◎ 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後、速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事等	3千万円未満	—	1 回	3千万円以上5千万円未満	—	2 回	5千万円以上1億円未満	1 回	2 回	1億円以上	2 回	3 回	14. 瑕疵補修	<p>◎ 徳島県公共工事標準請負契約第4 1条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は( (1年)・ 2年 )とする。ただし、その瑕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。</p>	三 章 組 体 工 事	5. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	<p>◎ 材料は、市場品とする。</p> <p>◎ 砂利及び砂地業 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとと締固めを行う。 ・砂利は、( 切込砂利 ・ 切込砕石 ・ 再生クラッシュラン )とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>使用部位</th> <th>厚 さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td>土間スラブ下</td> <td>100</td> <td>0~40mm</td> </tr> </table> <p>・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。</p> <p>◎ 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎ 床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみみ込みは250mm、断熱材のある場合のみみ込みは400mm以上とする。</p> <p>◎ 防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。</p>	種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲	切込砕石	土間スラブ下	100	0~40mm
	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事等																											
3千万円未満	—	1 回																												
3千万円以上5千万円未満	—	2 回																												
5千万円以上1億円未満	1 回	2 回																												
1億円以上	2 回	3 回																												
種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲																											
切込砕石	土間スラブ下	100	0~40mm																											
11. 完成図等	<p>◎ 電子納品：対象</p> <p>◎ 提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・<b>原図版</b>) ・工事写真(写真帳1部(<b>着手前</b>)・工事中・<b>竣工</b>)、電子データ2部) ・使用材料一覧表(1部、電子データ1部) ・保全に関する資料</p> <p>◎ 竣工図は関係図面を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎ 工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況については、不可視部分の出来形が、写真で的確に確認できること。</p> <p>◎ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎ 工事完成撮影は、専門家に(よる・<b>よらない</b>)ものとする。</p> <p>◎ 受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p>	区 分	サイ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ	15. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	<p>◎ 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎ 対象工事は、徳島県GALS/EGホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	(2) (鉄筋工事)	1. 材料	<table border="1"> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>S0295A</td> <td>10、13</td> </tr> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	S0295A	10、13								
区 分	サイ ズ																													
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																													
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																													
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ																													
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																											
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	S0295A	10、13																											
12. 火災保険	<p>◎ 対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎ 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎ 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎ 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎ その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、請負者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	4. 養生	<p>◎ 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法： 外部…鉄板敷き 内部…ブルーシート、ベニヤ等 )</p>	2. 材料試験	<p>◎ 材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p>																									
13. 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>◎ 建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <tr> <th>測 定 対 象 室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> <tr> <td>会議室、作業室</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ○バツシブ型採取機器を用いる方法 バツシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は午後2時~3時が測定時間の中央となるよう、10時30分~18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 (4) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発源源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	測 定 対 象 室	測定箇所数	会議室、作業室	2	5. 養生	<p>◎ 既存電力利用( 出来る・<b>出来ない</b>)、電力料金( 有償 ・ 無償 )</p> <p>◎ 既存用水利用( 出来る・<b>出来ない</b>)、用水料金( 有償 ・ 無償 ) ただし、施設管理者と協議すること。</p>	3. 加工及び組立て	<p>◎ 鉄筋の継手は( <b>重ね継手</b> ・ ガス圧接継手 ・ 特殊継手 )とする。 ◎ 結束線の端部は内側に折り曲げる。</p>																					
測 定 対 象 室	測定箇所数																													
会議室、作業室	2																													
			4. 養生	<p>◎ 既存電力利用( 出来る・<b>出来ない</b>)、電力料金( 有償 ・ 無償 )</p> <p>◎ 既存用水利用( 出来る・<b>出来ない</b>)、用水料金( 有償 ・ 無償 ) ただし、施設管理者と協議すること。</p>	4. 配筋検査	<p>◎ 主要な配筋は、コンクリート打込み前先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。</p>																								
			5. 工事用水、電力等	<p>◎ 既設トイレの洋式化</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは「快適トイレ」を標準とする。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。</td> </tr> <tr> <td>○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</td> </tr> </table>	○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。	○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	6. 仮設トイレの洋式化	<p>◎ 鉄筋の継手は( <b>重ね継手</b> ・ ガス圧接継手 ・ 特殊継手 )とする。 ◎ 結束線の端部は内側に折り曲げる。</p>																						
○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。																														
○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。																														
			6. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所では作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 内部足場(種類： 脚立足場 、仕様： 枚布、D= cm) (種類： 階段足場 、仕様： 枚布、D= cm)</p> <p>◎ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 仮囲い(仕様： A型バリケード )</p> <p>◎ 足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p>	7. 仮設トイレの洋式化	<p>◎ セメントの種類は、( <b>普通ポルトランドセメント</b> )・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 )とする。</p> <p>◎ 骨材は、標仕6.3.1(b)による。</p> <p>◎ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用( できる ・ <b>できない</b> )。</p> <p>◎ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎ 試験りは( 行 っ ・ <b>行わない</b> )。</p> <p>◎ 所要空気量は4.5±1.5%とする。</p> <p>◎ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果が無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p>	4. 養生	<p>◎ 養生方法は、( <b>養生シート</b> )とする。</p>																						
			7. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所では作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 内部足場(種類： 脚立足場 、仕様： 枚布、D= cm) (種類： 階段足場 、仕様： 枚布、D= cm)</p> <p>◎ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 仮囲い(仕様： A型バリケード )</p> <p>◎ 足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p>	5. 普通コンクリート	<p>◎ セメントの種類は、( <b>普通ポルトランドセメント</b> )・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 )とする。</p> <p>◎ 骨材は、標仕6.3.1(b)による。</p> <p>◎ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用( できる ・ <b>できない</b> )。</p> <p>◎ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎ 試験りは( 行 っ ・ <b>行わない</b> )。</p> <p>◎ 所要空気量は4.5±1.5%とする。</p> <p>◎ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果が無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p>	4. レディミクストコンクリート工場の指定	<p>◎ 工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。</p>																						
			8. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所では作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 内部足場(種類： 脚立足場 、仕様： 枚布、D= cm) (種類： 階段足場 、仕様： 枚布、D= cm)</p> <p>◎ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 仮囲い(仕様： A型バリケード )</p> <p>◎ 足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p>	6. 普通コンクリート	<p>◎ セメントの種類は、( <b>普通ポルトランドセメント</b> )・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 )とする。</p> <p>◎ 骨材は、標仕6.3.1(b)による。</p> <p>◎ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用( できる ・ <b>できない</b> )。</p> <p>◎ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎ 試験りは( 行 っ ・ <b>行わない</b> )。</p> <p>◎ 所要空気量は4.5±1.5%とする。</p> <p>◎ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果が無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p>	5. 型枠	<p>◎ 型枠は、( <b>県産木製型枠</b> )・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック )とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種類</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>土間(LGS下立上部)</td> </tr> </table>	型枠の種類	仕上げ種類	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし	—	12	土間(LGS下立上部)										
型枠の種類	仕上げ種類	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																									
県産木製型枠	—	なし	—	12	土間(LGS下立上部)																									
			9. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所では作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 内部足場(種類： 脚立足場 、仕様： 枚布、D= cm) (種類： 階段足場 、仕様： 枚布、D= cm)</p> <p>◎ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 仮囲い(仕様： A型バリケード )</p> <p>◎ 足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p>	7. 普通コンクリート	<p>◎ セメントの種類は、( <b>普通ポルトランドセメント</b> )・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 )とする。</p> <p>◎ 骨材は、標仕6.3.1(b)による。</p> <p>◎ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用( できる ・ <b>できない</b> )。</p> <p>◎ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎ 試験りは( 行 っ ・ <b>行わない</b> )。</p> <p>◎ 所要空気量は4.5±1.5%とする。</p> <p>◎ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果が無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p>	5. 型枠	<p>◎ 型枠は、( <b>県産木製型枠</b> )・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック )とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種類</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>土間(LGS下立上部)</td> </tr> </table>	型枠の種類	仕上げ種類	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし	—	12	土間(LGS下立上部)										
型枠の種類	仕上げ種類	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																									
県産木製型枠	—	なし	—	12	土間(LGS下立上部)																									
			10. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所では作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 内部足場(種類： 脚立足場 、仕様： 枚布、D= cm) (種類： 階段足場 、仕様： 枚布、D= cm)</p> <p>◎ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 仮囲い(仕様： A型バリケード )</p> <p>◎ 足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p>	7. 普通コンクリート	<p>◎ セメントの種類は、( <b>普通ポルトランドセメント</b> )・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 )とする。</p> <p>◎ 骨材は、標仕6.3.1(b)による。</p> <p>◎ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用( できる ・ <b>できない</b> )。</p> <p>◎ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎ 試験りは( 行 っ ・ <b>行わない</b> )。</p> <p>◎ 所要空気量は4.5±1.5%とする。</p> <p>◎ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果が無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p>	5. 型枠	<p>◎ 型枠は、( <b>県産木製型枠</b> )・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック )とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種類</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>土間(LGS下立上部)</td> </tr> </table>	型枠の種類	仕上げ種類	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし	—	12	土間(LGS下立上部)										
型枠の種類	仕上げ種類	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																									
県産木製型枠	—	なし	—	12	土間(LGS下立上部)																									
			11. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所では作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 内部足場(種類： 脚立足場 、仕様： 枚布、D= cm) (種類： 階段足場 、仕様： 枚布、D= cm)</p> <p>◎ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 仮囲い(仕様： A型バリケード )</p> <p>◎ 足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p>	7. 普通コンクリート	<p>◎ セメントの種類は、( <b>普通ポルトランドセメント</b> )・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 )とする。</p> <p>◎ 骨材は、標仕6.3.1(b)による。</p> <p>◎ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用( できる ・ <b>できない</b> )。</p> <p>◎ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎ 試験りは( 行 っ ・ <b>行わない</b> )。</p> <p>◎ 所要空気量は4.5±1.5%とする。</p> <p>◎ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果が無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p>	5. 型枠	<p>◎ 型枠は、( <b>県産木製型枠</b> )・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック )とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種類</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>土間(LGS下立上部)</td> </tr> </table>	型枠の種類	仕上げ種類	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし	—	12	土間(LGS下立上部)										
型枠の種類	仕上げ種類	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																									
県産木製型枠	—	なし	—	12	土間(LGS下立上部)																									
			12. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所では作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 内部足場(種類： 脚立足場 、仕様： 枚布、D= cm) (種類： 階段足場 、仕様： 枚布、D= cm)</p> <p>◎ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 仮囲い(仕様： A型バリケード )</p> <p>◎ 足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p>	7. 普通コンクリート	<p>◎ セメントの種類は、( <b>普通ポルトランドセメント</b> )・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 )とする。</p> <p>◎ 骨材は、標仕6.3.1(b)による。</p> <p>◎ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用( できる ・ <b>できない</b> )。</p> <p>◎ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎ 試験りは( 行 っ ・ <b>行わない</b> )。</p> <p>◎ 所要空気量は4.5±1.5%とする。</p> <p>◎ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果が無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p>	5. 型枠	<p>◎ 型枠は、( <b>県産木製型枠</b> )・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック )とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種類</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>土間(LGS下立上部)</td> </tr> </table>	型枠の種類	仕上げ種類	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし	—	12	土間(LGS下立上部)										
型枠の種類	仕上げ種類	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																									
県産木製型枠	—	なし	—	12	土間(LGS下立上部)																									
			13. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所では作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 内部足場(種類： 脚立足場 、仕様： 枚布、D= cm) (種類： 階段足場 、仕様： 枚布、D= cm)</p> <p>◎ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎ 仮囲い(仕様： A型バリケード )</p> <p>◎ 足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p>	7. 普通コンクリート	<p>◎ セメントの種類は、( <b>普通ポルトランドセメント</b> )・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 )とする。</p> <p>◎ 骨材は、標仕6.3.1(b)による。</p> <p>◎ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用( できる ・ <b>できない</b> )。</p> <p>◎ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎ 試験りは( 行 っ ・ <b>行わない</b> )。</p> <p>◎ 所要空気量は4.5±1.5%とする。</p> <p>◎ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポ</p>																								

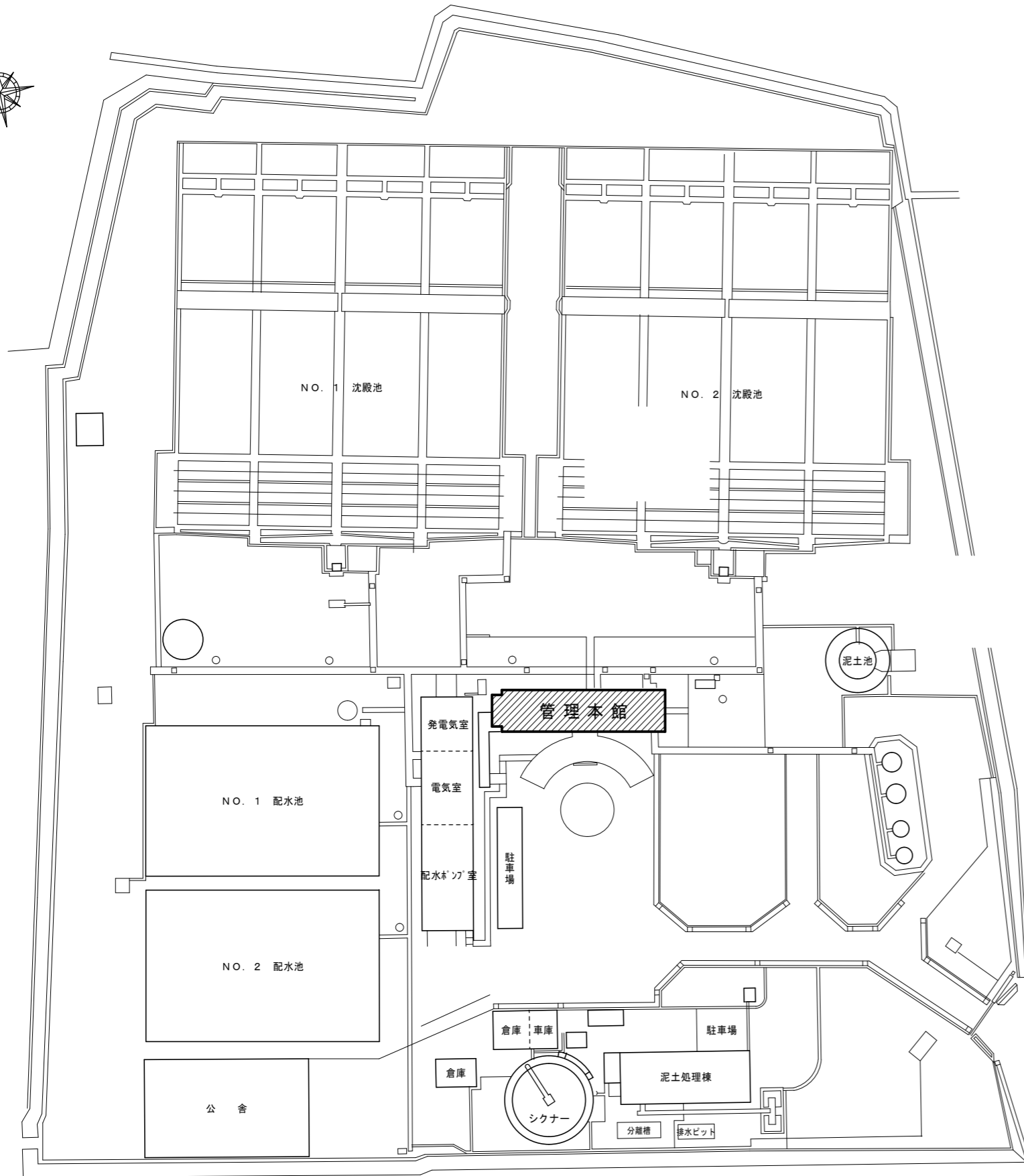
章	項目	特記事項																								
四章 建築 改修 工事	1. 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。</li> <li>◎ 防犯建物部品の適用は、建具表による。</li> </ul>																								
	2. 改修工法等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>かぶせ工法</th> <th>撤去工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去の範囲</td> <td></td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>既成建具の種類</td> <td></td> <td>木製</td> </tr> <tr> <td>新設建具の種類</td> <td></td> <td>アルミ製</td> </tr> <tr> <td>建具周囲の補修工法及び範囲</td> <td></td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>シーリングの種類</td> <td></td> <td>MS-2</td> </tr> <tr> <td>サッシアンカー</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>養生範囲</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	かぶせ工法	撤去工法	撤去の範囲		図示	既成建具の種類		木製	新設建具の種類		アルミ製	建具周囲の補修工法及び範囲		図示	シーリングの種類		MS-2	サッシアンカー		-	養生範囲		-
	区分	かぶせ工法	撤去工法																							
	撤去の範囲		図示																							
	既成建具の種類		木製																							
新設建具の種類		アルミ製																								
建具周囲の補修工法及び範囲		図示																								
シーリングの種類		MS-2																								
サッシアンカー		-																								
養生範囲		-																								
3. アルミニウム製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>70</td> <td>内部</td> <td>Al(標準色)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 製造所： 評価名簿による。</li> <li>◎ 建具には製作者名を表示すること。</li> <li>◎ 既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント(JIS K 5629)を1回塗りする。</li> </ul>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	-	-	-	-	70	内部	Al(標準色)											
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																				
-	-	-	-	70	内部	Al(標準色)																				
4. 建具用金物	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。</li> <li>◎ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</li> <li>◎ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。</li> </ul>																									
5. ガラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 板ガラス <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>品名</th> <th>厚さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F-4</td> <td>-</td> <td>4.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>◎ 外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</li> <li>◎ ガラス留め材の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材名</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td>SR-1</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>	種類	品名	厚さ	備考	F-4	-	4.0		建具の種類	材名	ガラス溝の大きさ	アルミニウム製	SR-1	-											
種類	品名	厚さ	備考																							
F-4	-	4.0																								
建具の種類	材名	ガラス溝の大きさ																								
アルミニウム製	SR-1	-																								

章	項目	特記事項																										
五章 内装 改修 工事	1. 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</li> <li>◎ 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</li> </ul>																										
	2. 撤去並びに下地補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</li> <li>①床改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(a)参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニル床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(a)(1)による</td> <td>全面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(a)(4)</td> <td>全面</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(b)参照</li> </ul> </li> <li>◎ 改修後の床の清掃範囲は図示する。</li> <li>②壁改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート間仕切り壁等 改標仕6.3.2(a)参照</li> <li>・間仕切壁撤去に伴う構造体の補修</li> </ul> </li> </ul>	種類	撤去工法	撤去範囲	備考	ビニル床タイル	改標仕6.2.2(a)(1)による	全面		床タイル	改標仕6.2.2(a)(4)	全面															
	種類	撤去工法	撤去範囲	備考																								
	ビニル床タイル	改標仕6.2.2(a)(1)による	全面																									
	床タイル	改標仕6.2.2(a)(4)	全面																									
3. 軽量鉄骨壁下地	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ JIS A 6517の規格品とする。</li> <li>◎ スタッド、ランナーの種類は、( 65、90 型)とし、改標仕表6.7.11による。</li> </ul>																											
4. 軽量鉄骨天井下地	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ JIS A 6517の規格品とする。</li> <li>◎ 野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。</li> <li>◎ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(a)(3)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。</li> </ul>																											
5. ビニル床シート張り (JIS A 5705) ビニル床タイル張り (JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材質</th> <th colspan="2">材種</th> <th rowspan="2">色柄</th> <th rowspan="2">厚さ</th> <th colspan="3">幅木</th> <th rowspan="2">接着剤</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニル床シート</td> <td>FS</td> <td></td> <td></td> <td>2.0</td> <td>塩ビ</td> <td>1.5以上</td> <td>100</td> <td>球 杉樹脂系</td> <td>脱衣室、女子トイレ、湯沸室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材質	材種		色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考	種類	記号	材質	厚さ	高さ	ビニル床シート	FS			2.0	塩ビ	1.5以上	100	球 杉樹脂系	脱衣室、女子トイレ、湯沸室	
材質	材種		色柄	厚さ			幅木						接着剤	施工箇所	備考													
	種類	記号			材質	厚さ	高さ																					
ビニル床シート	FS			2.0	塩ビ	1.5以上	100	球 杉樹脂系	脱衣室、女子トイレ、湯沸室																			

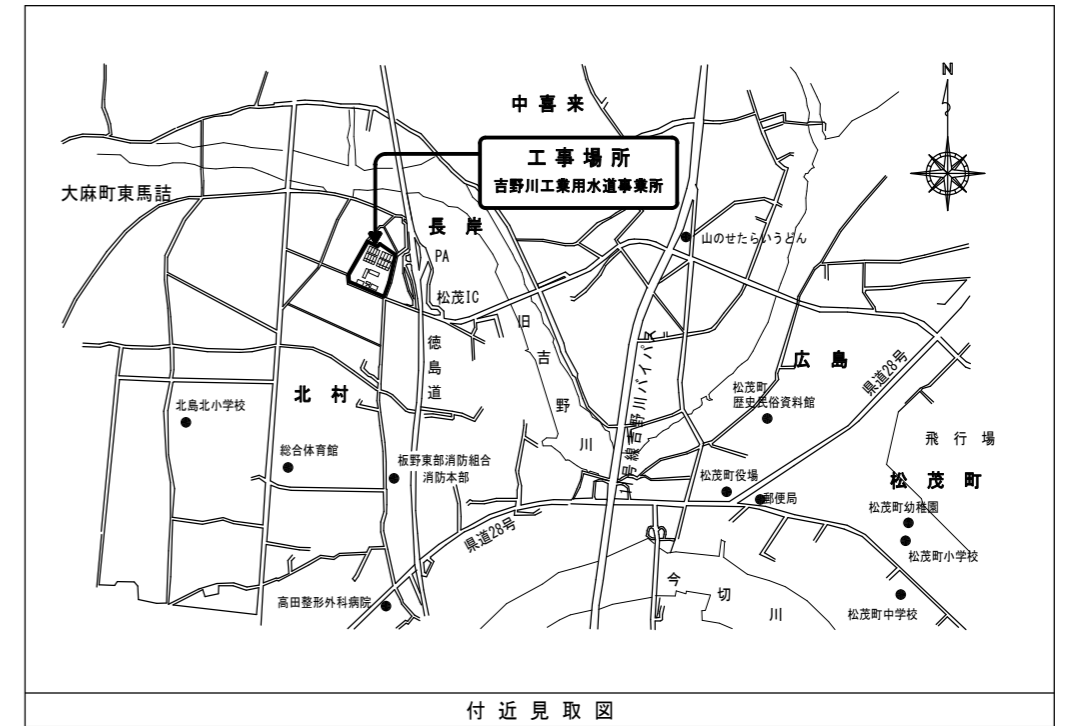
章	項目	特記事項																																																																																					
六章 塗装 改修 工事	6. せつこうボードその他 ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>不燃材等の 区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の 種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せつこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付</td> <td>9.5</td> <td></td> <td>ビス</td> <td>LGS</td> <td>捨張り</td> </tr> <tr> <td>ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6307の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付</td> <td>9</td> <td></td> <td>ビス</td> <td>捨張り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付</td> <td>12</td> <td></td> <td>ビス</td> <td>LGS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造用合板</td> <td>床</td> <td>突付</td> <td>12</td> <td></td> <td>ビス</td> <td>鋼製床組</td> <td>特類</td> </tr> <tr> <td>セメントボード</td> <td>壁</td> <td>突付</td> <td>12.5</td> <td></td> <td>ビス+ジョイント接着剤</td> <td>LGS</td> <td>継目処理：テープ+パテ</td> </tr> <tr> <td>メラミン化粧板</td> <td>壁</td> <td>目透し シーリング</td> <td>3</td> <td></td> <td>接着剤</td> <td>モルタル面プライマー処理</td> <td>抗菌仕様</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。</li> <li>ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</li> </ul>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の 区分	小ねじ・釘・接着剤の 種類	下地の種類	備考	せつこうボード JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5		ビス	LGS	捨張り	ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6307の規格品	天井	突付	9		ビス	捨張り		けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	天井	突付	12		ビス	LGS		構造用合板	床	突付	12		ビス	鋼製床組	特類	セメントボード	壁	突付	12.5		ビス+ジョイント接着剤	LGS	継目処理：テープ+パテ	メラミン化粧板	壁	目透し シーリング	3		接着剤	モルタル面プライマー処理	抗菌仕様																													
	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の 区分	小ねじ・釘・接着剤の 種類	下地の種類	備考																																																																															
	せつこうボード JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5		ビス	LGS	捨張り																																																																															
	ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6307の規格品	天井	突付	9		ビス	捨張り																																																																																
	けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	天井	突付	12		ビス	LGS																																																																																
構造用合板	床	突付	12		ビス	鋼製床組	特類																																																																																
セメントボード	壁	突付	12.5		ビス+ジョイント接着剤	LGS	継目処理：テープ+パテ																																																																																
メラミン化粧板	壁	目透し シーリング	3		接着剤	モルタル面プライマー処理	抗菌仕様																																																																																
7. モルタル塗り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>仕上の種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床、壁(床下地)</td> <td>木こて</td> <td>-</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他壁下地</td> <td>金こて</td> <td>-</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。</li> </ul>	使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考	床、壁(床下地)	木こて	-	無		その他壁下地	金こて	-	無																																																																								
使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																																																			
床、壁(床下地)	木こて	-	無																																																																																				
その他壁下地	金こて	-	無																																																																																				
8. タイル張り	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状/寸法 (mm)</th> <th colspan="3">吸水率による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th rowspan="2">再生材の 適用</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="2">耐 滑り 性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th> equal </th> <th> equal </th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標準</th> <th>特注</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td> <td>100角</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>◎ 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。</li> <li>◎ タイルの製造所： 評価名簿による。</li> <li>◎ 既製調合モルタルの製造所： 評価名簿による。</li> <li>◎ 保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。</li> <li>◎ 接着剤による陶磁器質タイル張り <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状/寸法 (mm)</th> <th colspan="3">吸水率による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th rowspan="2">再生材の 適用</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="2">耐 滑り 性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th> equal </th> <th> equal </th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標準</th> <th>特注</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁壁</td> <td>100角</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>◎ 製造所： 評価名簿による。</li> <li>◎ タイルカーベットは、帯電防止性能のある防炎品とし、O Aフロアメーカー標準品を使用すること。 厚( 7 )mm</li> <li>◎ 施工にあたっては、施工前にフリーアクセスパネル及びタイルカーベットの割付施工図を提出し、承認後に製作施工を行うこと。</li> </ul>	施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		再生材の 適用	耐凍害性		耐 滑り 性	備考	I類	II類	III類	equal	equal	有	無	標準	特注	有	無	床	100角	○				○			○	○	-	○		-		施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		再生材の 適用	耐凍害性		耐 滑り 性	備考	I類	II類	III類	equal	equal	有	無	標準	特注	有	無	壁壁	100角			○				○		○	-	○		-	
施工箇所	形状/寸法 (mm)			吸水率による区分			うわぐすり		役物		色			再生材の 適用	耐凍害性			耐 滑り 性	備考																																																																				
		I類	II類	III類	equal	equal	有	無	標準	特注	有	無																																																																											
床	100角	○				○			○	○	-	○		-																																																																									
施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		再生材の 適用	耐凍害性		耐 滑り 性	備考																																																																								
		I類	II類	III類	equal	equal	有	無	標準	特注		有	無																																																																										
壁壁	100角			○				○		○	-	○		-																																																																									
9. O Aフロア	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>構造</th> <th>寸法</th> <th>高さ</th> <th>耐震性能</th> <th>所定荷重</th> <th>表面仕上げ材</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>置敷敷溝構造</td> <td>600角</td> <td>40</td> <td>1.0G</td> <td>5000N</td> <td>タイルカーベット</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 製造所： 評価名簿による。</li> <li>◎ タイルカーベットは、帯電防止性能のある防炎品とし、O Aフロアメーカー標準品を使用すること。 厚( 7 )mm</li> <li>◎ 施工にあたっては、施工前にフリーアクセスパネル及びタイルカーベットの割付施工図を提出し、承認後に製作施工を行うこと。</li> </ul>	施工箇所	構造	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	備考	会議室	置敷敷溝構造	600角	40	1.0G	5000N	タイルカーベット																																																																							
施工箇所	構造	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	備考																																																																																
会議室	置敷敷溝構造	600角	40	1.0G	5000N	タイルカーベット																																																																																	
10. キッチンセット	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 流し台(1槽型 スリム右シク) L1650×D560×H800</li> <li>◎ 調理台 スリムトップ L600×D560×H800</li> </ul>																																																																																						
11. シャワーユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 0808タイプ(一般地仕様、LED照明、収納棚、換気扇、折れ戸)</li> </ul>																																																																																						

章	項目	特記事項																																
六章 塗装 改修 工事	1. 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</li> <li>◎ ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</li> </ul>																																
	2. 合成樹脂調合 ペイント塗り(SOP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製面(新規)</td> <td></td> <td>B種</td> <td>RA種</td> <td></td> <td>工程B種、塗料A種</td> <td>階段手摺</td> </tr> <tr> <td>鋼製面(塗替え)</td> <td></td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td></td> <td>工程B種、塗料A種</td> <td>階段手摺</td> </tr> <tr> <td>木部(塗替え)</td> <td></td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td></td> <td></td> <td>顔縁</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	鋼製面(新規)		B種	RA種		工程B種、塗料A種	階段手摺	鋼製面(塗替え)		B種	RB種		工程B種、塗料A種	階段手摺	木部(塗替え)		B種	RB種			顔縁
	区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考																											
屋外		屋内	屋外		屋内																													
鋼製面(新規)		B種	RA種		工程B種、塗料A種	階段手摺																												
鋼製面(塗替え)		B種	RB種		工程B種、塗料A種	階段手摺																												
木部(塗替え)		B種	RB種			顔縁																												
3. 合成樹脂調合 ペイント塗り(EP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル面(新規)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>モルタル面(塗替え)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>セメント板面(新規)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>ケイカル板面(新規)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>壁、天井</td> </tr> <tr> <td>その他ボード面(塗替え)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td>天井</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	備考	モルタル面(新規)	B種	RB種	壁	モルタル面(塗替え)	B種	RB種	壁	セメント板面(新規)	B種	RB種	壁	ケイカル板面(新規)	B種	RB種	壁、天井	その他ボード面(塗替え)	B種	RB種	天井									
区分	種別	下地調整	備考																															
モルタル面(新規)	B種	RB種	壁																															
モルタル面(塗替え)	B種	RB種	壁																															
セメント板面(新規)	B種	RB種	壁																															
ケイカル板面(新規)	B種	RB種	壁、天井																															
その他ボード面(塗替え)	B種	RB種	天井																															


章	項目	特記事項																				
七章 環境 配慮 改修 工事	(1) (アスベスト含有 建材の処理工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</li> <li>◎ 石綿ばく露防止対策等の実施内容を見やすい場所に掲示すること。</li> <li>◎ 事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。</li> <li>◎ アスベスト粉塵濃度測定を(行う・行わない)。</li> <li>・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。</li> <li>・測定を行う場合、アスベスト除去工法の仕様による。</li> <li>・測定機関は、徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。</li> <li>・報告書を( 3 )部作成し監督員に提出すること。</li> </ul>																				
	1. 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 施工計画 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。</li> <li>(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</li> </ol> </li> <li>◎ アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</li> </ul>																				
七章 環境 配慮 改修 工事	2. アスベスト含有成形板の 除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 養生等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業区域につながる開口部は全て閉じた状態で行う。</li> </ol> </li> <li>◎ 工法 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきが行うこと。</li> <li>(2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。</li> <li>(3) 除去作業中は、原則として放水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。</li> <li>(4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるような十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車輛を用意すること。</li> <li>(5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。</li> </ol> </li> <li>◎ 施工箇所一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>作業室</td> <td>1</td> <td>床 Pタイル</td> <td>34.8 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>脱衣室</td> <td>1</td> <td>t=6 フレキシブルボード</td> <td>4.9 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>湯沸室</td> <td>1</td> <td>t=6 フレキシブルボード</td> <td>3.5 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>◎ 施工記録等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。</li> </ol> </li> </ul>	階数	室名	箇所	建 材 種 別	面積	1	作業室	1	床 Pタイル	34.8 m <sup>2</sup>	1	脱衣室	1	t=6 フレキシブルボード	4.9 m <sup>2</sup>	2	湯沸室	1	t=6 フレキシブルボード	3.5 m <sup>2</sup>
	階数	室名	箇所	建 材 種 別	面積																	
1	作業室	1	床 Pタイル	34.8 m <sup>2</sup>																		
1	脱衣室	1	t=6 フレキシブルボード	4.9 m <sup>2</sup>																		
2	湯沸室	1	t=6 フレキシブルボード	3.5 m <sup>2</sup>																		



全体配置図 S=1/700



付近見取図

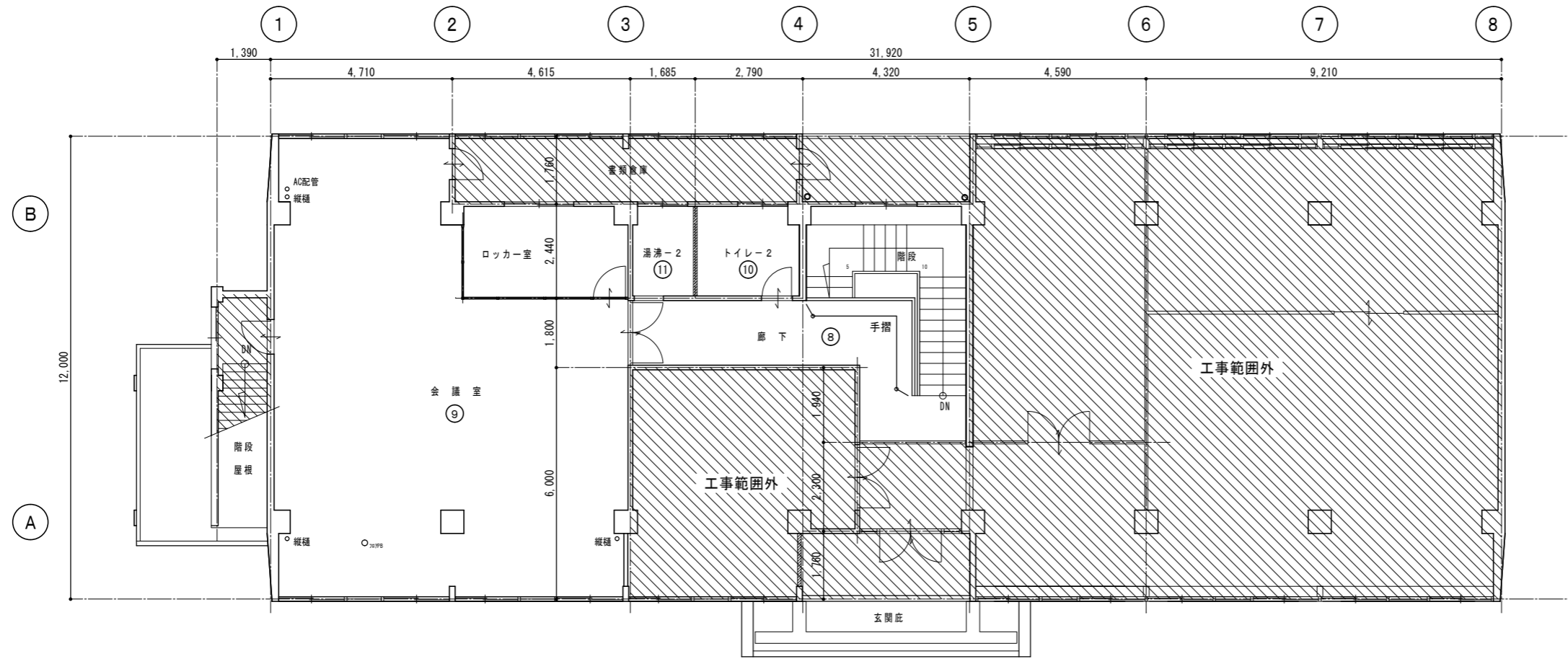
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R1営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築	●図面番号 B-04	 <b>小松設計</b> 管理建築士 1級建築士 小松 裕明 大臣登録 第 344067 号
	●図面名 付近見取図、全体配置図	●縮尺 1/700	



内部仕上表

階数	室名	区分	床	巾木	腰壁	壁	天井	備考
1階	玄関ホール階段	現況			モルタル下地 ヴァニール塗 (既存塗膜除去)	同 左	t=9 ロックウール吸音板 木下地 t=9.5 石膏ボード捨張り (そのまま)	照明器具 (撤去)
		改修			既存面下地調整 EP塗	同 左	ボード面下地調整 EP塗	LED照明器具 (新設)
	作業室	現況	モルタル下地 PV板張り (撤去)	木製 H100 SOP塗 (撤去)	モルタル下地 EP塗 (既存塗膜除去) 一部: ベニヤ下地 SOP塗 (既存塗膜除去)	同 左 同 左	t=9 ロックウール吸音板 木下地 t=9.5 石膏ボード捨張り (そのまま)	出入口木製建具 (撤去) 照明器具 (撤去)
		改修	下地調整 ビニル床シート貼り (別途工事)	撤去跡モルタル補修 (別途工事) ソフト巾木 H100 (別途工事)	既存面下地調整 EP塗 一部: 下地調整 SOP塗	同 左 同 左	ボード面下地調整 EP塗	出入口木製建具 (新設) 壁平付室名札 (新設) LED照明器具 (新設)
	廊下	現況						照明器具 (撤去)
		改修						LED照明器具 (新設)
	トイレ-1	現況	モルタル下地 40角タイル張り (撤去、土間スラブ撤去)		モルタル下地 75角タイル張り (撤去)	同 左	t=9 ロックウール吸音板 木下地 t=9.5 石膏ボード捨張り (撤去)	照明器具 (撤去) 《衛生器具類一式 (撤去)》
	多目的トイレ	改修	モルタル下地 100角タイル張り t=120 土間スラブ復旧		モルタル下地 100角タイル張り h=1400 一部: t=12.5 セメントボード下地	モルタル下地 EP塗 一部: t=12.5 セメントボード下地 EP塗	t=9 ロックウール吸音板 LGS下地 t=9.5 石膏ボード捨張り	出入口軽量鋼製スライドドア (新設) 壁平付ピクトサイン (新設) LED照明器具 (新設) 換気扇 (新設) 《手洗器、洋風大便器(車いす対応)、多目的手摺、ベンチシート、ベンチ材木製 (新設)》
	湯沸-1	現況	モルタル下地 40角タイル張り (撤去、土間スラブ撤去)		モルタル下地 100角タイル張り (撤去)	モルタル下地 EP塗 (既存塗膜除去) 一部: モルタル下地 EP塗 (モルタル撤去)	t=9 ロックウール吸音板 木下地 t=9.5 石膏ボード捨張り (撤去)	出入口木製建具 (撤去) 流し台、吊戸棚 (撤去) 照明器具 (撤去)
	男子トイレ	改修	モルタル下地 100角タイル張り t=120 土間スラブ復旧		モルタル下地 100角タイル張り h=1200 一部: t=12.5 セメントボード下地	モルタル下地 EP塗 既存面下地調整 EP塗 一部: t=12.5 セメントボード下地 EP塗	t=9 ロックウール吸音板 LGS下地 t=9.5 石膏ボード捨張り	出入口木製建具 (新設) 壁平付室名札 (新設) LED照明器具 (新設) 《手洗器、小便器、洋風大便器、ベンチ材木製 (新設)》 換気扇 (新設)
	浴室	現況	モルタル下地 25角セラミックタイル張り (そのまま)		モルタル下地 75角タイル張り (撤去)	同 左	t=6 フェリブールボード目透し張り 木下地 (撤去)	照明器具 (撤去) 《水栓 (撤去)》 浴槽 (撤去)
	シャワー室	改修	シャワーユニット 0808タイプ					
	脱衣	現況	t=12 合板 ビニル床シート貼り (撤去) 木床組	木製 H100 SOP塗 (撤去)	モルタル下地 EP塗 (既存塗膜除去)	同 左	t=6 フェリブールボード目透し張り 木下地 (撤去)	《洗面化粧台 (移設)》
	脱衣室	改修	t=12 構造用合板 ビニル床シート貼り (別途工事) 一部: 木床組新設 (別途工事)	撤去跡モルタル補修 (別途工事) ソフト巾木 H100 (別途工事)	既存面下地調整 EP塗 一部: モルタル下地及び、LGS65下地 t=12 タイル板 EP塗	同 左	t=6 珪酸カルシウム板目透し張り EP塗 LGS下地	壁平付室名札 (新設) 《洗濯パン 740×640 (新設)》
2階	階段廊下	現況			モルタル下地 ヴァニール塗 (既存塗膜除去)	同 左		照明器具 (撤去)
		改修			既存面下地調整 EP塗	同 左		吹抜部分手摺 (改修: H=1,100を確保) LED照明器具 (新設)
	会議室ロッカー室	現況	モルタル下地 PV板張り (そのまま)	木製 H100 SOP塗 (撤去)	モルタル下地 EP塗 (既存塗膜除去)	同 左		出入口木製建具 (撤去) ベンチ (撤去) 照明器具 (撤去) 天吊型エアコン (撤去)
	会議室	改修	OAフロ タイルカーペット仕上 (別途工事)	撤去跡モルタル補修 (別途工事) ソフト巾木 H100 (別途工事)	既存面下地調整 EP塗	同 左		出入口木製建具 (新設) 壁平付室名札 (新設) LED照明器具 (新設) 床置型エアコン (新設)
	トイレ-2	現況	モルタル下地 40角タイル張り (撤去、シタ-コンクリート撤去)		モルタル下地 75角タイル張り (撤去)	同 左	t=9 ロックウール吸音板 木下地 t=9.5 石膏ボード捨張り (撤去)	出入口木製建具 (撤去) 照明器具 (撤去) 《衛生器具類一式 (撤去)》 換気扇 (撤去)
	女子トイレ	改修	ビニル床シート貼り (別途工事) 乾式床組 t=12 構造用合板二重張り (別途工事)	ソフト巾木 H100 (別途工事)	t=3 抗菌メチル化化粧板張り タイル撤去跡モルタル補修	同 左 同 左	t=9 ロックウール吸音板 LGS下地 t=9.5 石膏ボード捨張り	出入口木製建具 (新設) 壁平付室名札 (新設) LED照明器具 (新設) 《手洗器、洋風大便器、掃除流し、ベンチ材木製 (新設)》 換気扇 (新設)
	湯沸-2	現況	モルタル下地 40角タイル張り (撤去、シタ-コンクリート撤去)		モルタル下地 75角タイル張り (撤去)	モルタル下地 EP塗 (既存塗膜除去)	t=6 フェリブールボード目透し張り 木下地 (撤去)	出入口木製建具 (撤去) 流し台、吊戸棚 (撤去) 照明器具 (撤去)
	湯沸室	改修	ビニル床シート貼り (別途工事) 乾式床組 t=12 構造用合板二重張り (別途工事)	ソフト巾木 H100 (別途工事)	タイル撤去跡モルタル補修 EP塗	既存面下地調整 EP塗 タイル撤去跡モルタル補修 EP塗	t=6 珪酸カルシウム板目透し張り EP塗 LGS下地	出入口木製建具 (新設) 壁平付室名札 (新設) 流し台 (新設) LED照明器具 (新設)

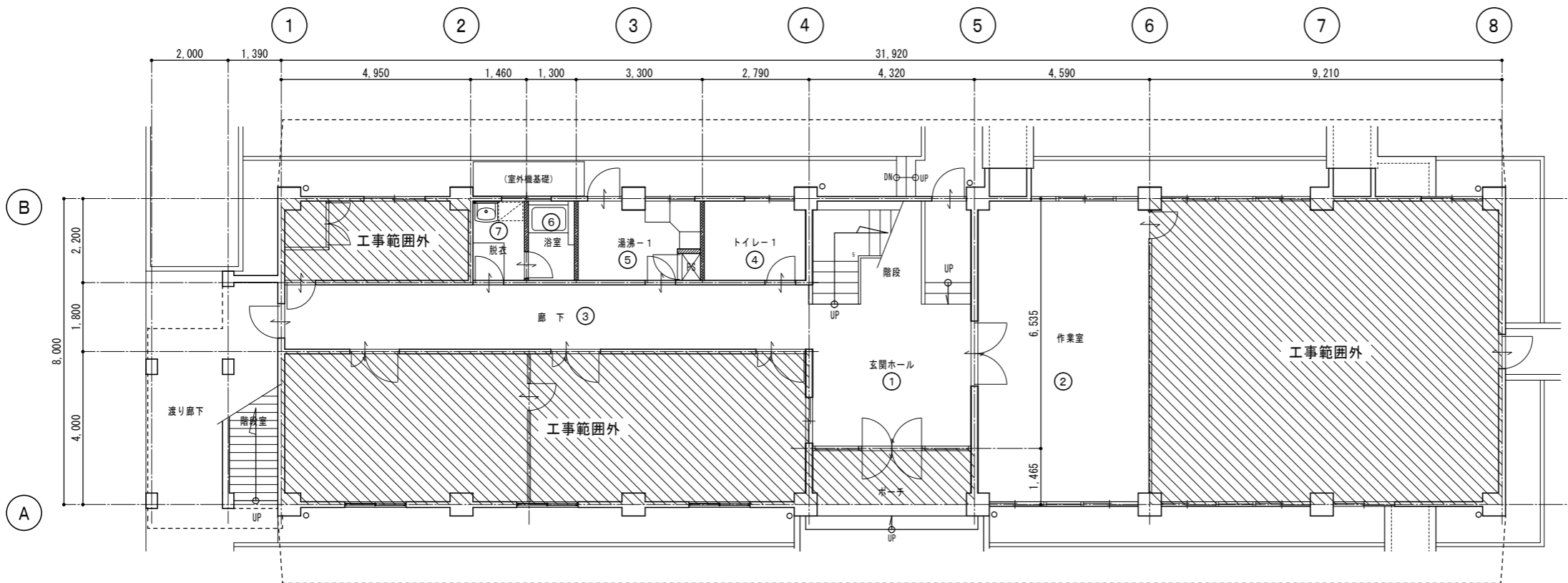
※備考欄《》内は別途工事



現況 2階平面図 S=1/100 工事対象部分面積：146.71m<sup>2</sup>

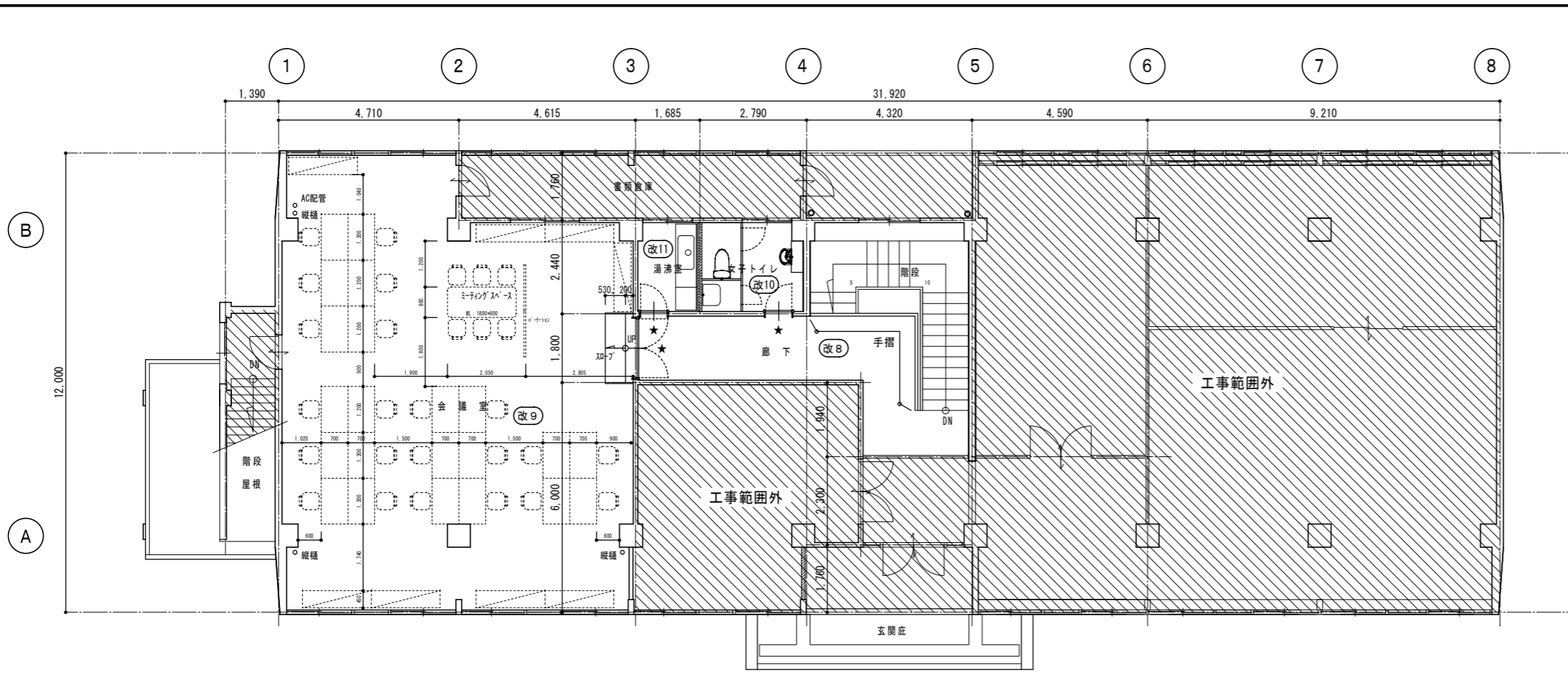
番号	工事概要
①	壁、天井塗装面下地処理 照明器具撤去
②	床材撤去 巾木撤去 出入口建具撤去 照明器具撤去
③	照明器具撤去
④	床材撤去(下地共) 腰壁、壁材撤去(下地共)、トイレ湯沸間の間仕切壁撤去 天井撤去(下地共) 出入口建具、トイレノブ撤去 照明器具、《衛生器具類撤去》
⑤	床材撤去(下地共) 腰壁材撤去(下地共)、壁塗装面下地処理 トイレ湯沸間の間仕切壁撤去 天井撤去(下地共) 出入口建具、トイレノブ撤去 流し台、吊戸棚撤去 照明器具、《衛生器具類撤去》
⑥	床材撤去(下地共) 腰壁・壁材撤去(下地共)、脱衣-浴室間の間仕切壁撤去 天井撤去(下地共) 照明器具撤去 浴槽撤去、《水栓類撤去》
⑦	床シート撤去(下地合板まで) 脱衣-浴室間の間仕切壁撤去、壁塗装面下地処理 天井撤去(下地共) 《洗面化粧台取外し》 照明器具撤去
⑧	壁塗装面下地処理 照明器具撤去
⑨	壁塗装面下地処理 出入口建具撤去 パネーション撤去 照明器具、天吊型エアコン撤去
⑩	床材撤去(下地共) 壁材撤去(下地共) 天井撤去(下地共) 出入口建具、トイレノブ撤去 照明器具、《衛生器具類》、換気扇撤去
⑪	床材撤去(下地共) 腰壁材撤去(下地共)、壁塗装面下地処理 天井撤去(下地共) 出入口建具撤去 流し台・吊戸棚撤去 照明器具撤去

※ ①内は別途工事

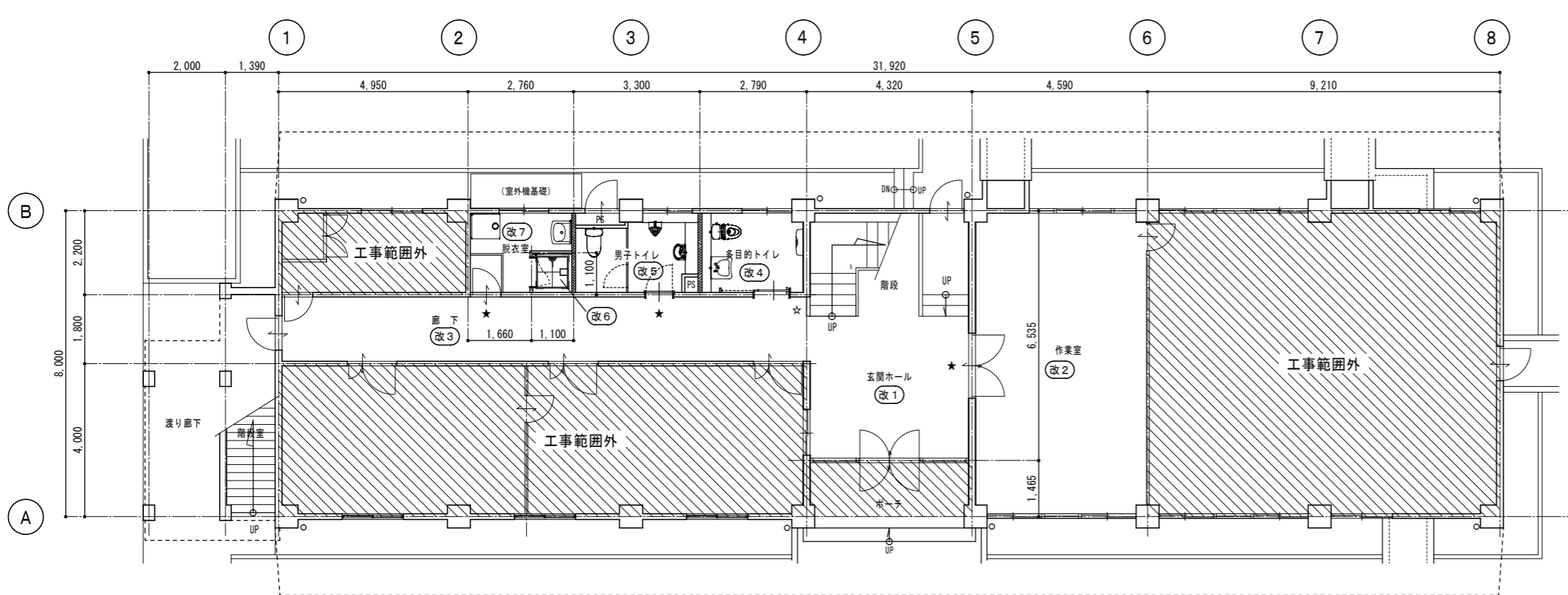


現況 1階平面図 S=1/100 工事対象部分面積：109.26m<sup>2</sup>





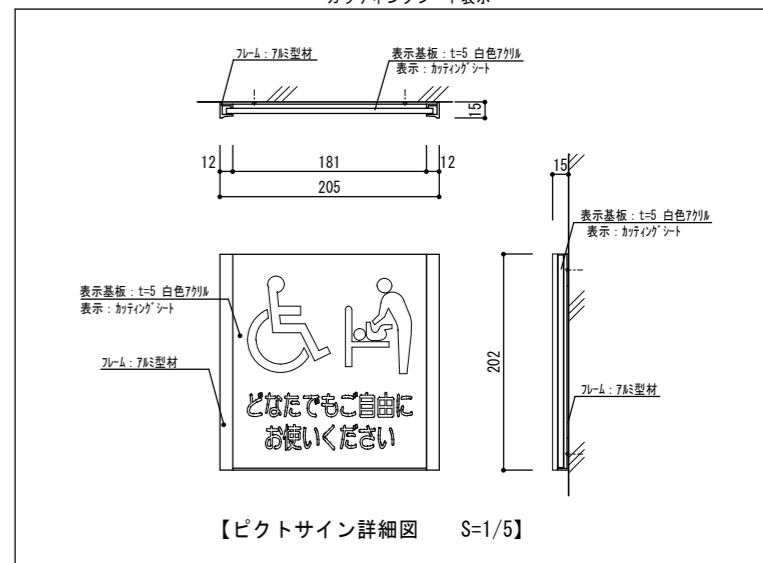
改修 2階平面図 S=1/100

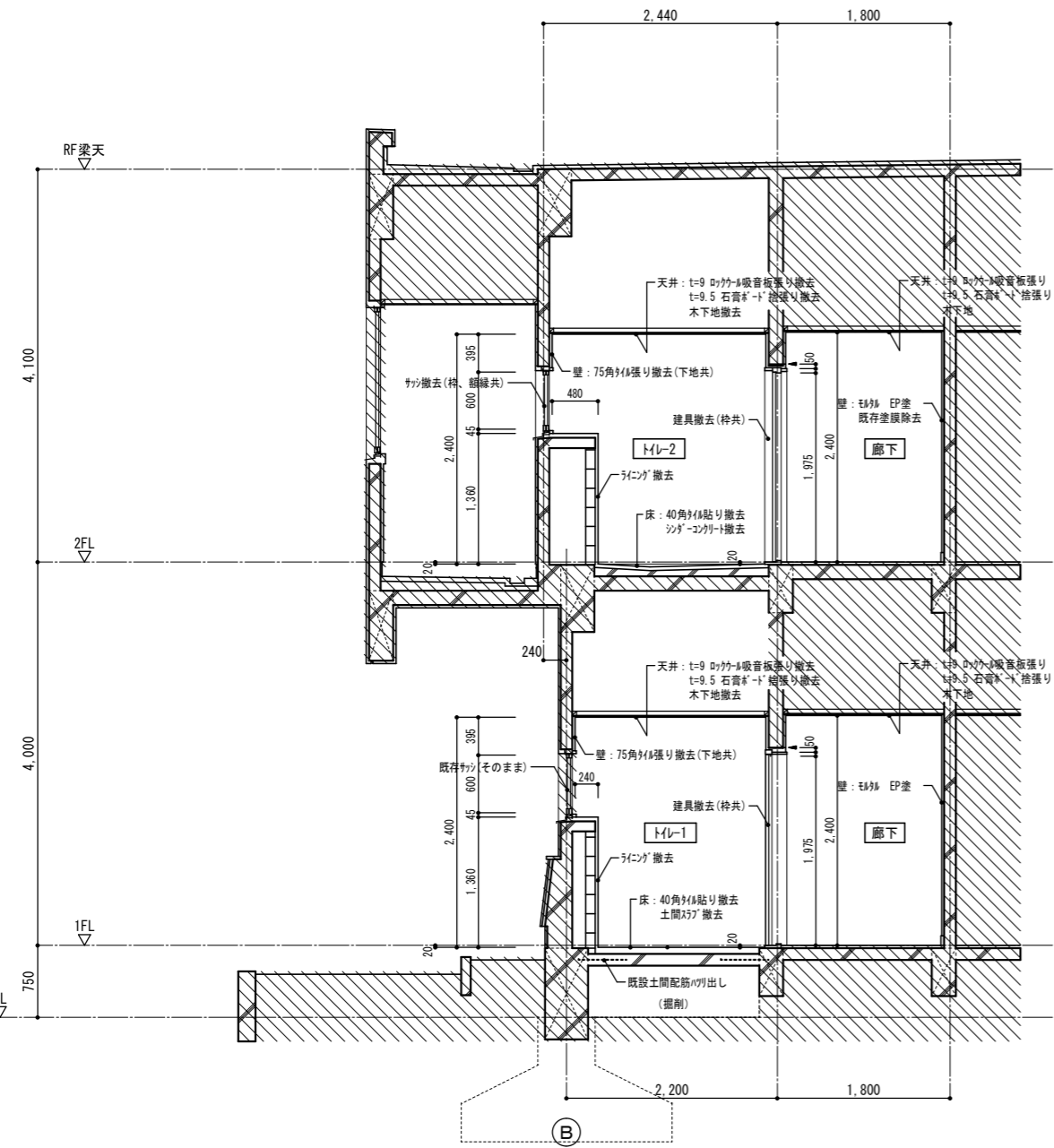


改修 1階平面図 S=1/100

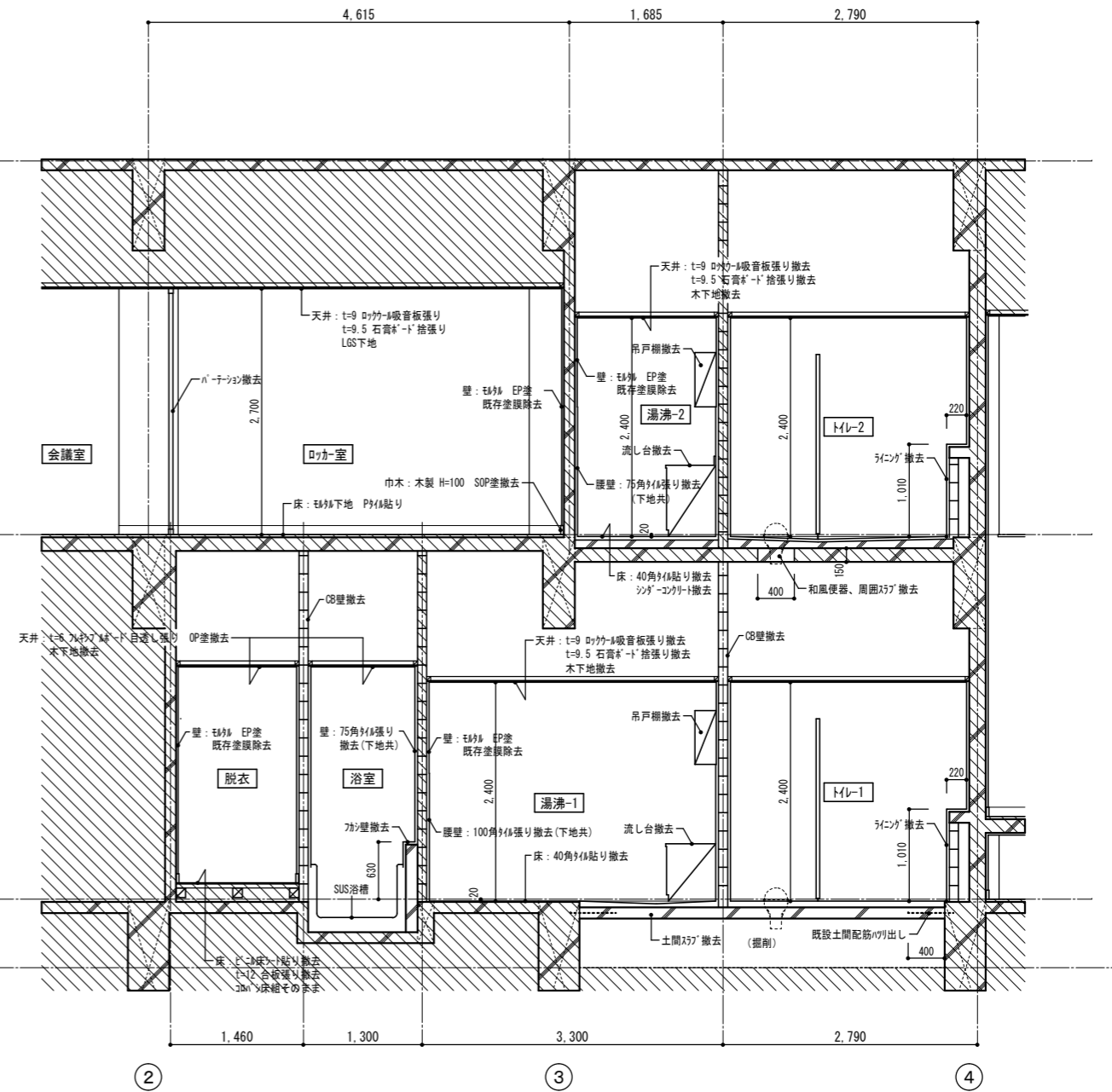
番号	工事概要
改1	壁、天井EP塗 LED照明器具新設
改2	ビニル床シート張り新設(乾式) (ワト巾木新設) 壁、天井EP塗 出入口7&3建具新設 LED照明器具新設
改3	LED照明器具新設
改4	【多目的トイレに変更】 床タイル張り新設(湿式) 腰壁タイル張り新設(乾式)、腰壁EP塗 天井張り新設(下地共) 出入口7&3建具、トイレ>ス新設 LED照明器具新設 (衛生器具類、ペーパー>ット、L型手摺新設) 換気扇新設
改5	【男子トイレに変更】 床タイル張り新設(湿式) 腰壁タイル張り新設(乾式)、腰壁EP塗 天井張り新設(下地共) 出入口7&3建具、トイレ>ス新設 LED照明器具新設 (衛生器具類) 換気扇新設
改6	【シャワールームに変更】 LGS下地間仕切壁新設 シャワールーム(0808タイプ)新設
改7	ビニル床シート張り新設(下地合板共) (一部：木床組新設) LGS下地間仕切壁新設、既存腰壁・壁EP塗 天井張り新設(下地共) LED照明器具新設 (洗面化粧台移設) (洗濯パン新設)
改8	壁EP塗 手摺改修 LED照明器具新設
改9	(OA707(タイル)>ット上)新設) 壁EP塗(白色系) 出入口7&3建具新設 LED照明器具新設 床置き型>コン新設
改10	【女子トイレに変更】 ビニル床シート張り新設(乾式) 腰壁、壁抗菌タイル化粧板張り 天井張り新設(下地共) 出入口7&3建具、トイレ>ス新設 LED照明器具新設 (衛生器具類) 換気扇新設
改11	ビニル床シート張り新設(乾式) 腰壁、壁EP塗 天井張り新設(下地共) 出入口7&3建具新設 流し台新設

- ※ (〇)内は別途工事
- ★ 室名札(壁平付)新設箇所を示す。  
サイズ：255×82  
表示基板：白アクリル、アルミフレーム  
カッティングシート表示
- ☆ ビックサイン(壁平付)新設箇所を示す。  
サイズ：205×202  
表示基板：白アクリル、アルミフレーム  
カッティングシート表示





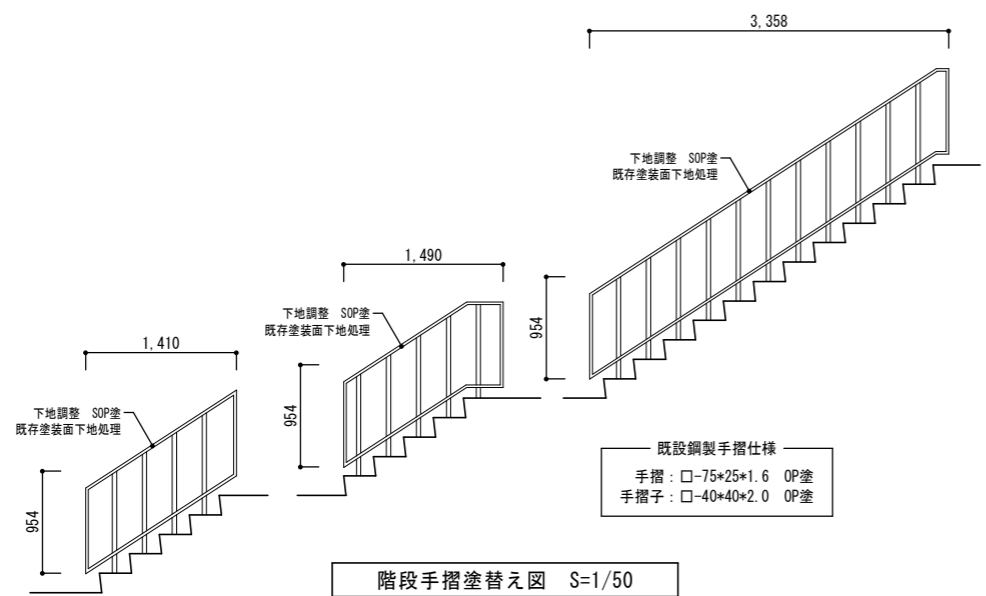
現況 断面詳細図-1 S=1/50



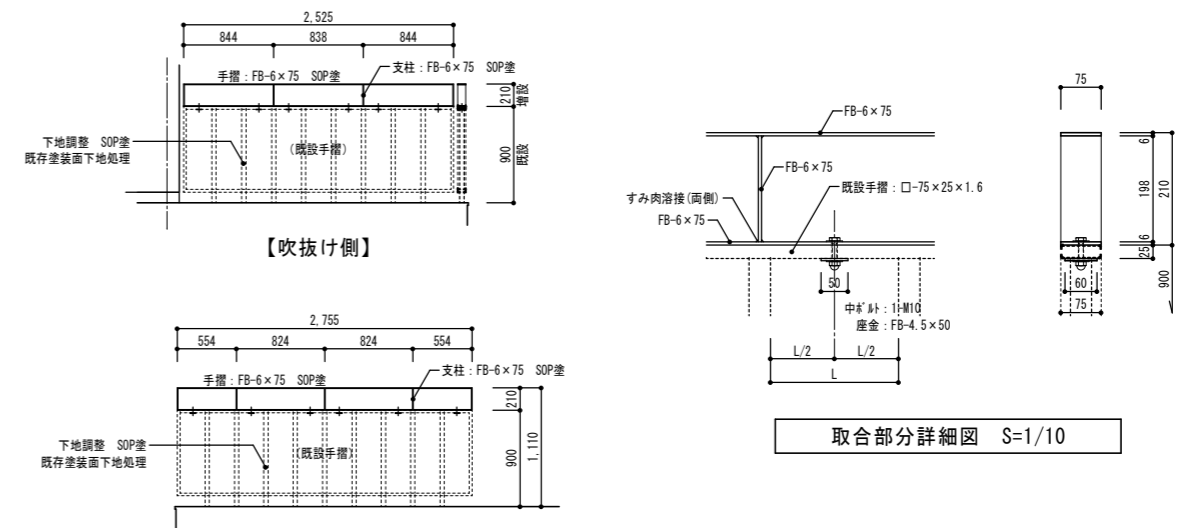
現況 断面詳細図-2 S=1/50

工事範囲外  
 ▲ カッター入れ を示す。

徳島県土整備部營繕課	●工事名	R1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築	●図面番号	B-09
	●図面名	現況 断面詳細図	●縮尺	1/50
小松設計			管理建築士 1級建築士 小松 裕明 大臣登録 第 344067 号	

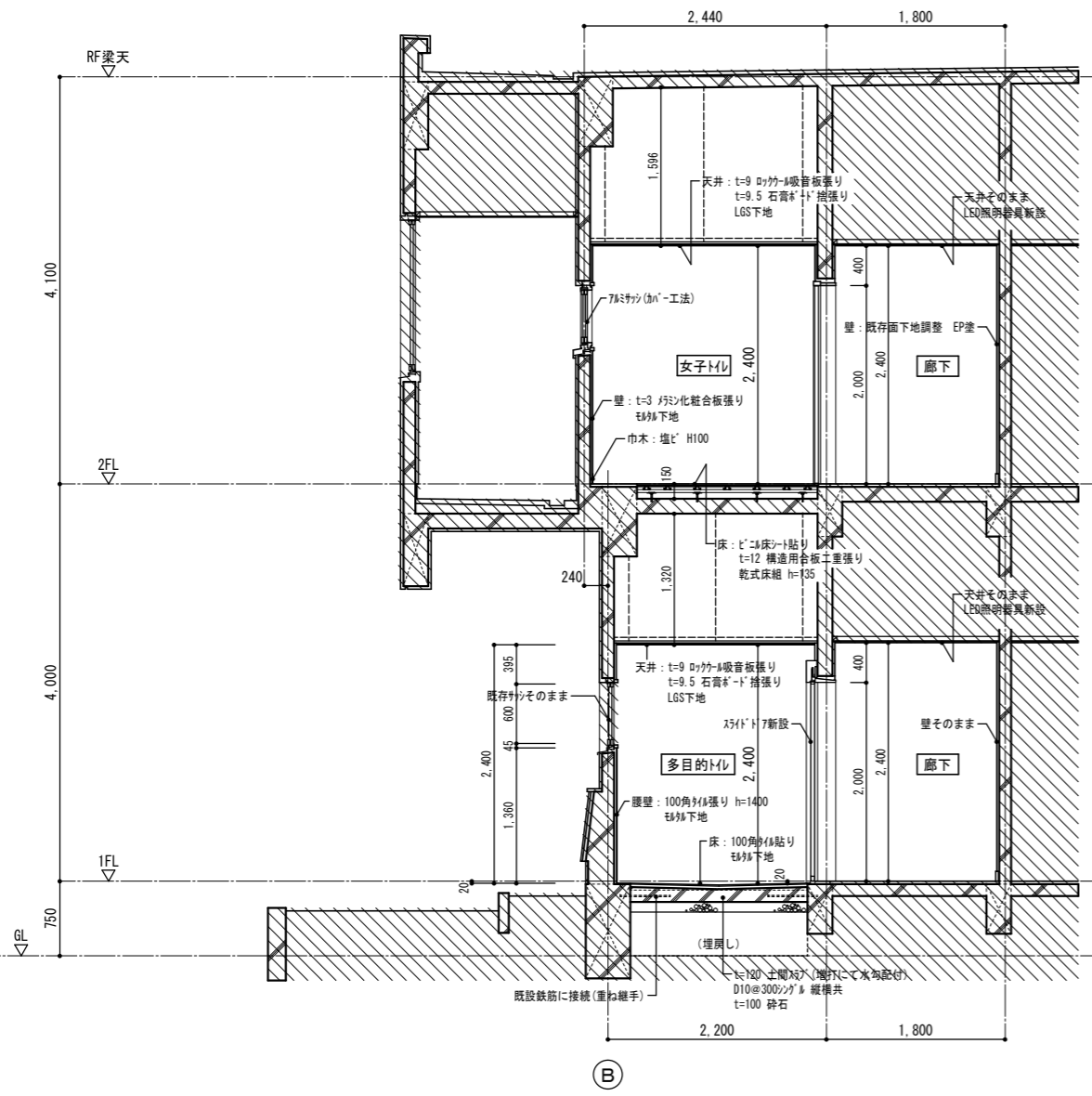


階段手摺塗替え図 S=1/50

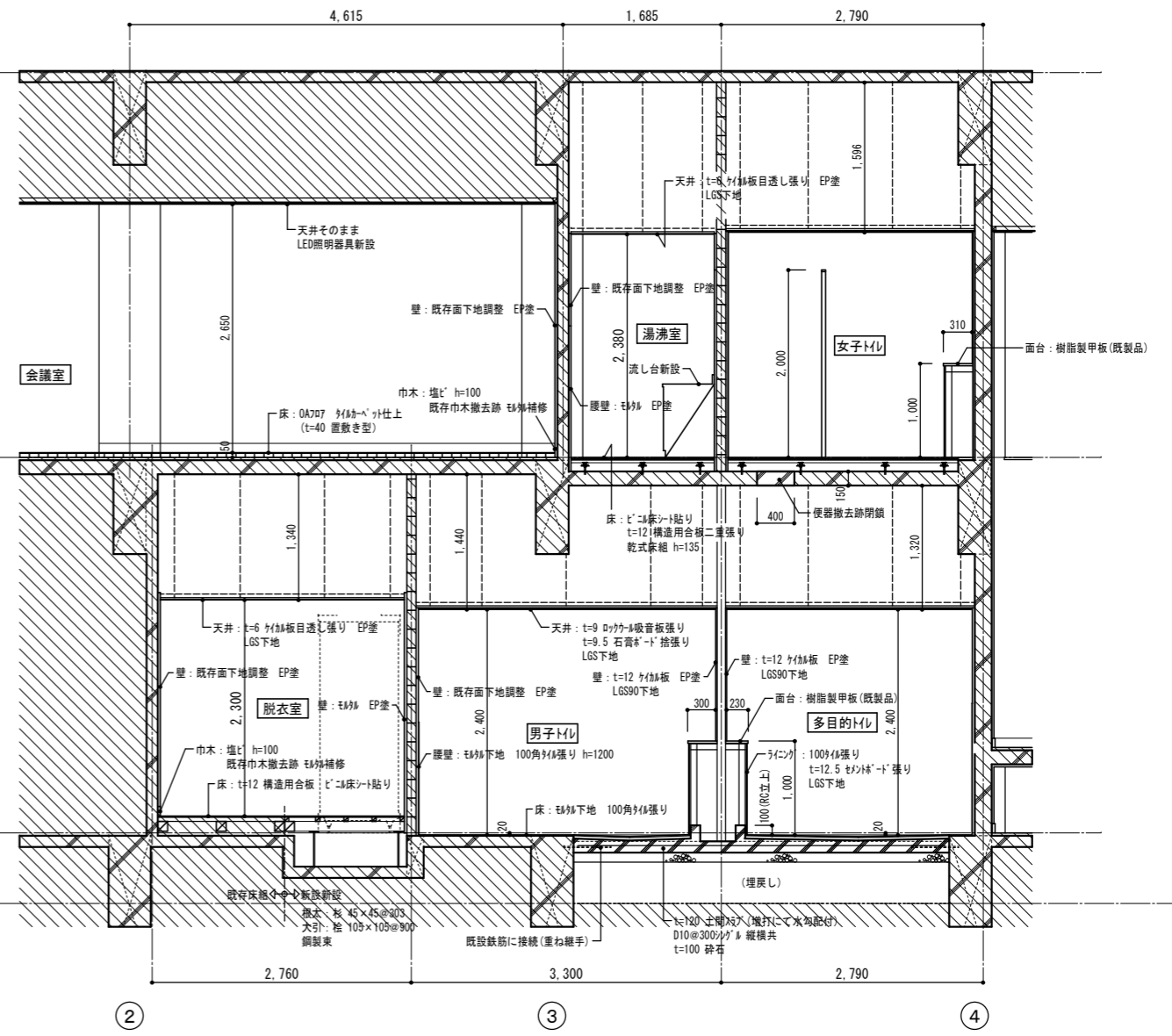


2階廊下手摺改修図 S=1/50

※ 女子トイレ、湯沸室の天井裏は、振れ止め補強すること。



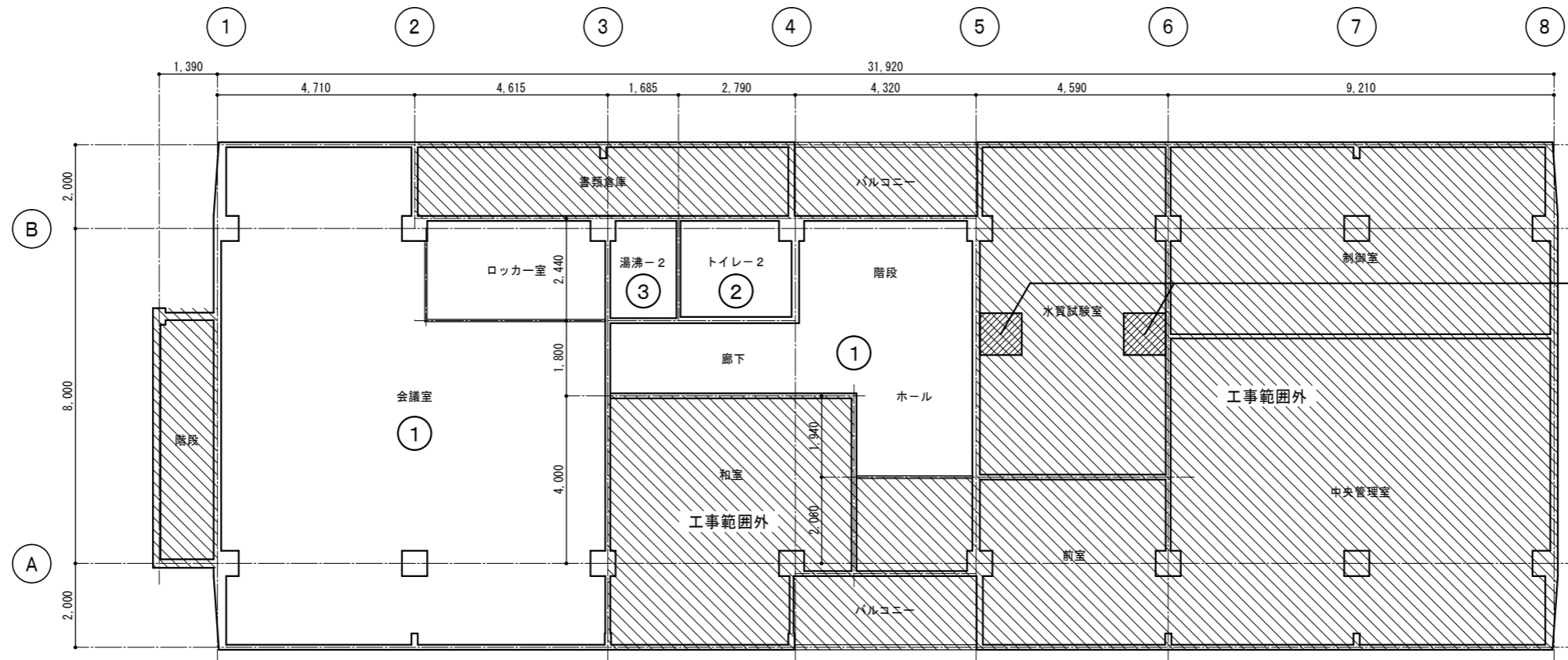
改修 断面詳細図-1 S=1/50



改修 断面詳細図-2 S=1/50

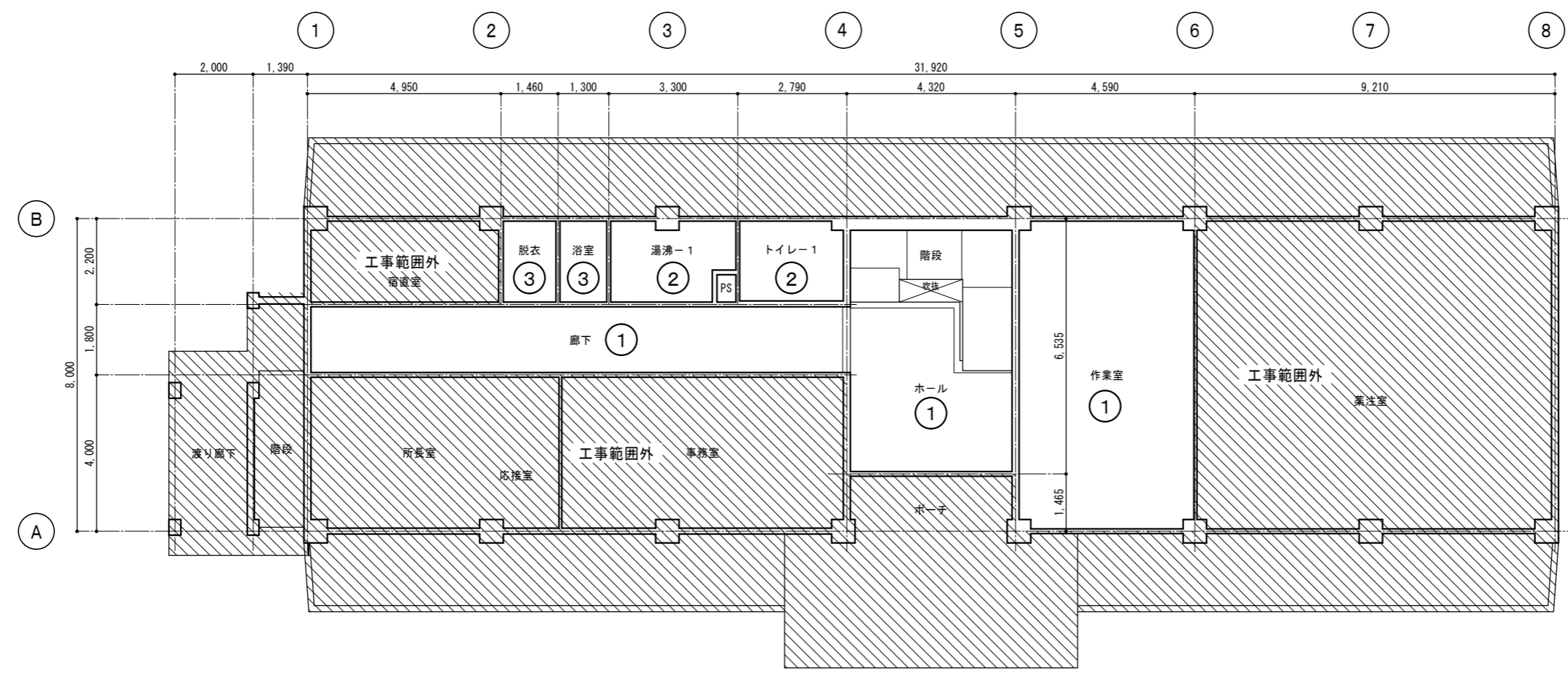
工事範囲外

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築	●図面番号	B-10	<b>小松設計</b> 管理建築士 小松 裕明 1級建築士 小松 裕明 大匠登録 第 344067 号
	●図面名	改修 断面詳細図	●縮尺	1/50	



現況 2階天井伏図 S=1/100

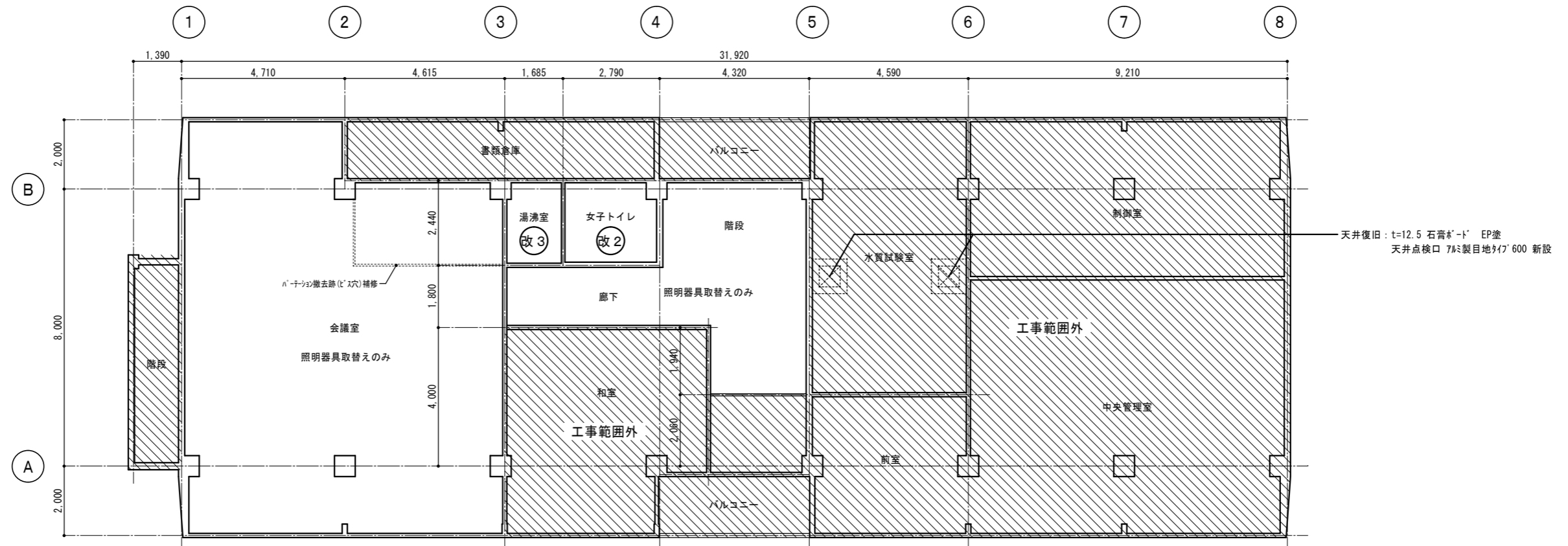
配管作業時天井撤去: t=12.5 石膏板・ト' EP塗 (1000×1000程度)



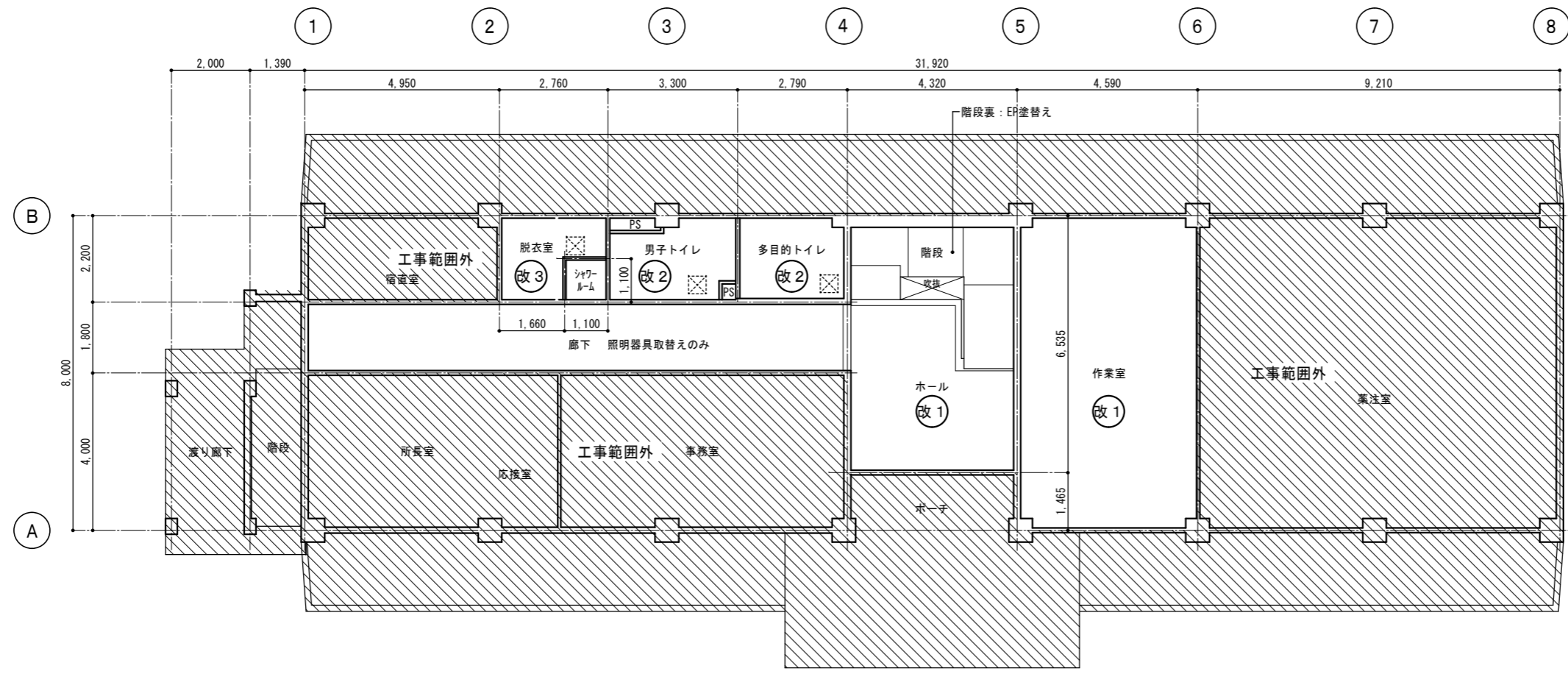
現況 1階天井伏図 S=1/100

符号	仕上
①	t=9 ロック-ル吸音板 LGS下地 t=9.5 石膏板・ト' 捨張り (そのまま)
②	t=9 ロック-ル吸音板 木下地 t=9.5 石膏板・ト' 捨張り (撤去)
③	t=6 フルツブ' 麻' ト' 目透し張り 木下地 (撤去)

/// 工事範囲外



改修 2階天井伏図 S=1/100

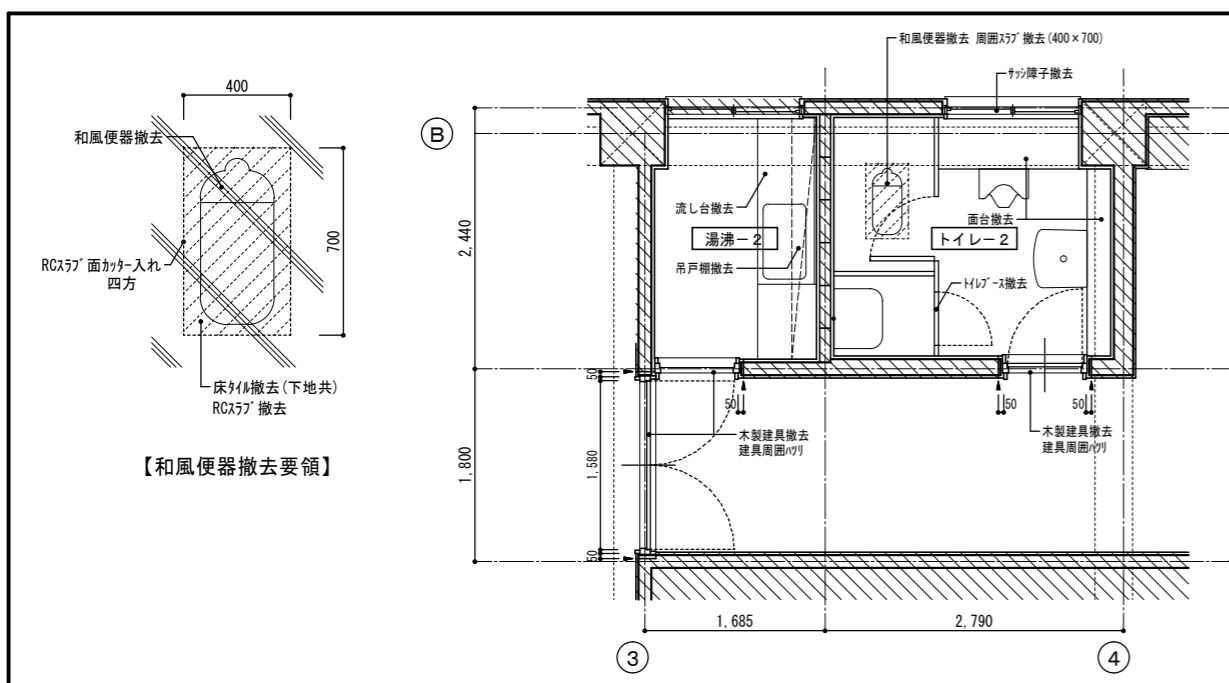


改修 1階天井伏図 S=1/100

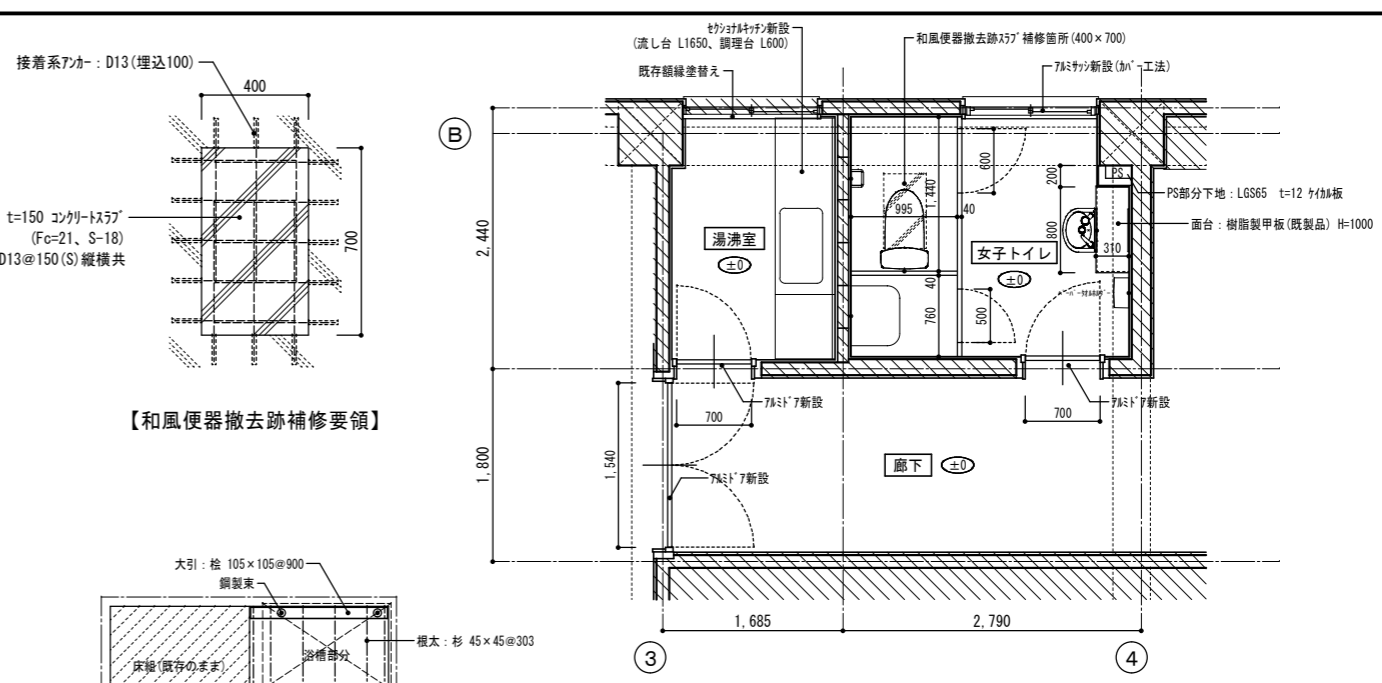
天井復旧：t=12.5 石膏ボード EP塗  
天井点検口 7#製目地917 600 新設

記号	仕上
改1	ホ-ト'面下地調整 EP塗
改2	t=9 ロック-A吸音板 LGS下地 t=12.5 石膏ボード'捨張り
改3	t=6 珪酸カルシウム板目透し張り EP塗 LGS下地
□	600×600 7#天井点検口

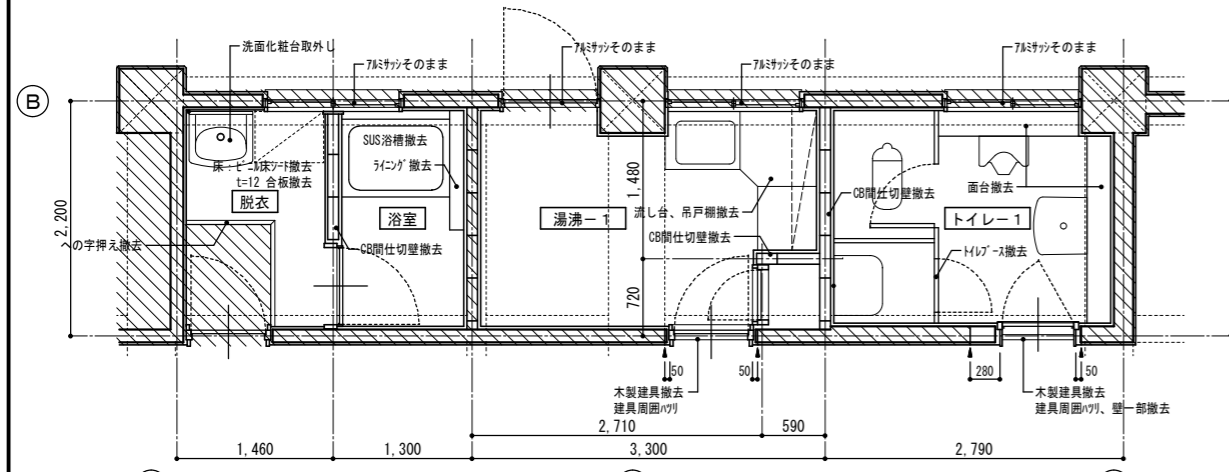
/// 工事範囲外



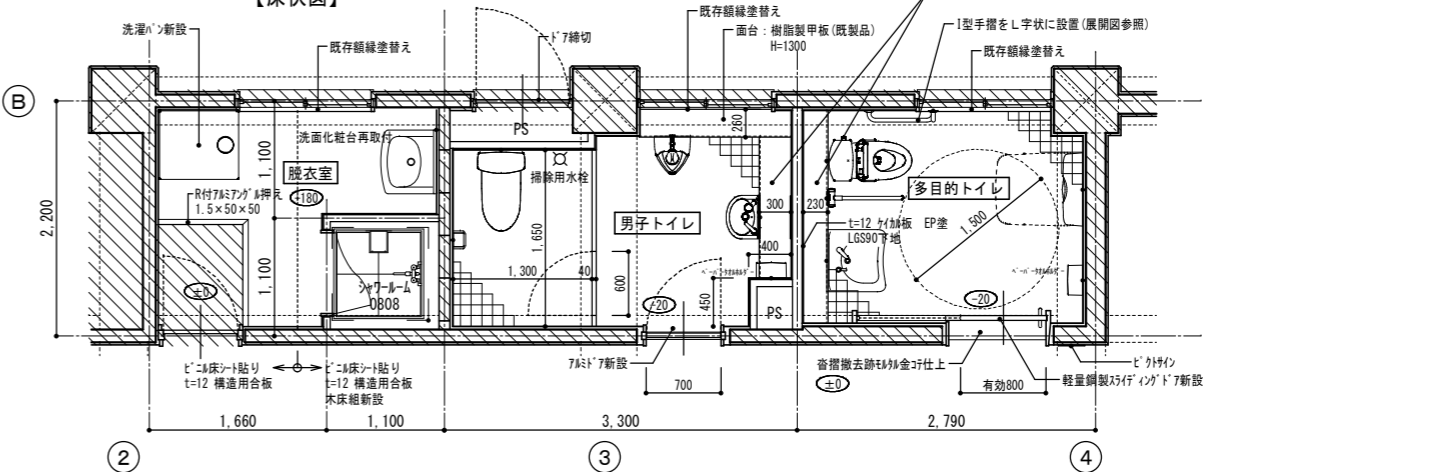
現況 2階平面詳細図 S=1/50



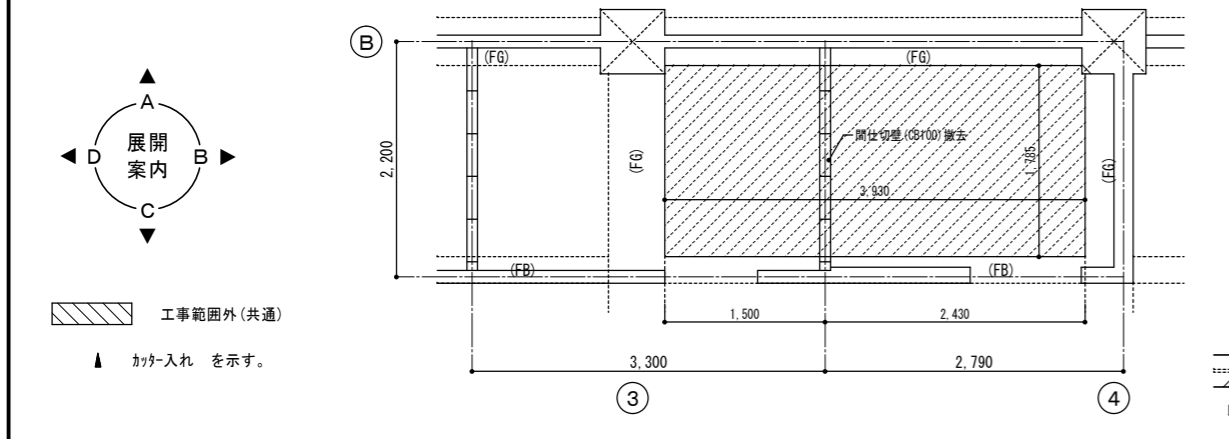
改修 2階平面詳細図 S=1/50



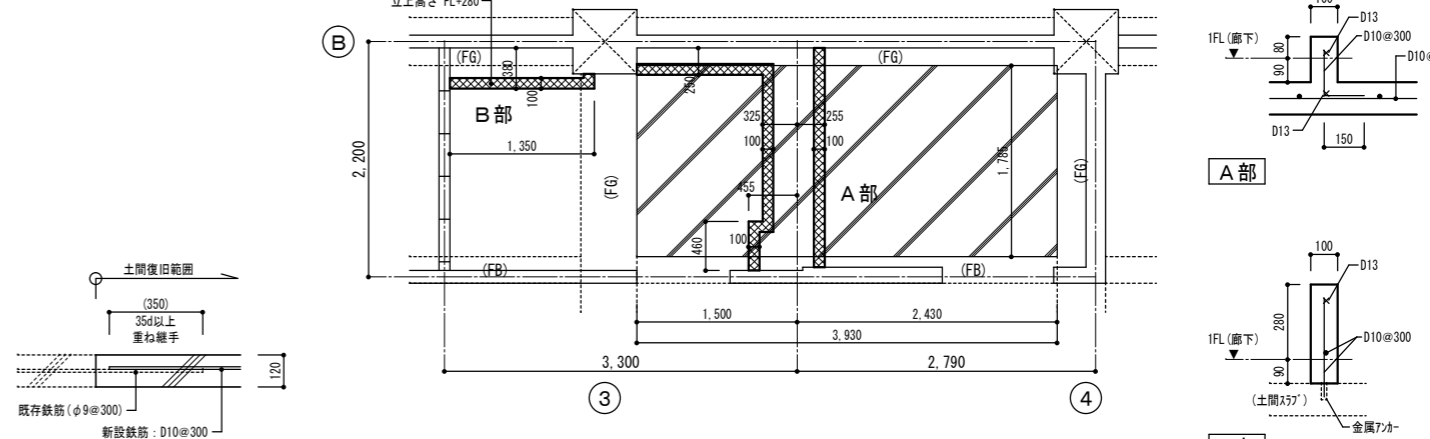
現況 1階平面詳細図 S=1/50



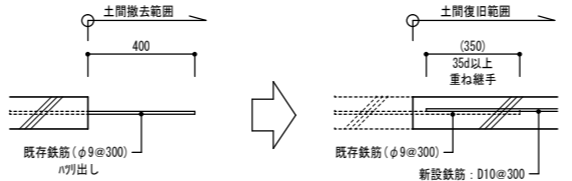
改修 1階平面詳細図 S=1/50



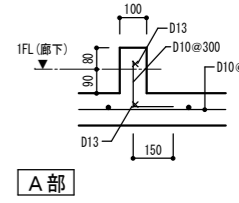
現況 土間スラブ伏図 S=1/50



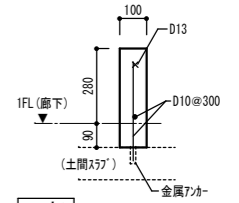
改修 土間スラブ伏図 S=1/50



【土間取合要領】

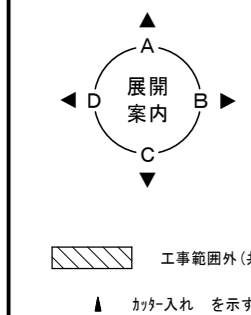


A部



B部

【新設立上り詳細】




工事範囲外(共通)

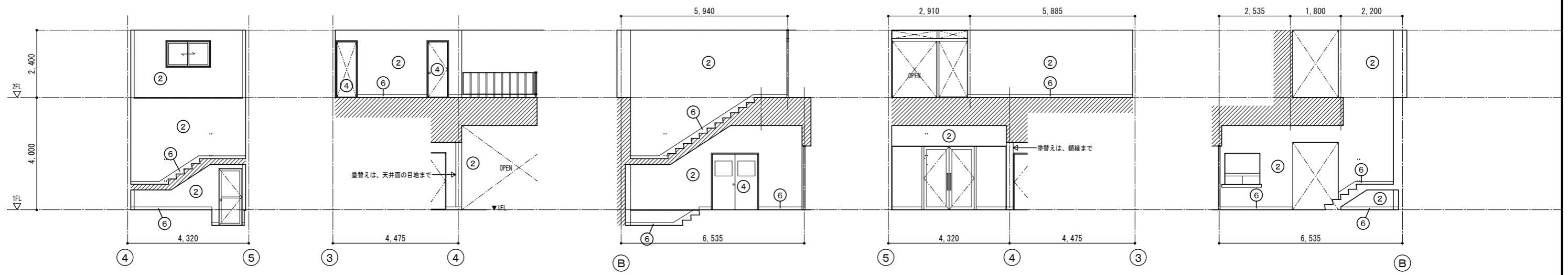
↑ 加付入れ を示す。

土間スラブ撤去: t=120、周囲コンクリート面加付

土間スラブ復旧: t=120、D13@200(S)縦横共

コンクリート立上新設: W=100、H=スラブ天+170(特記外)

徳島県土整備部管轄課	●工事名 R1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築	●図面番号 B-13	 <b>小松設計</b> 管理建築士 1級建築士 小松 裕 明 大臣登録 第 344067 号
	●図面名 トイレ平面詳細図、土間スラブ伏図	●縮尺 1/50	



ホール、階段、廊下

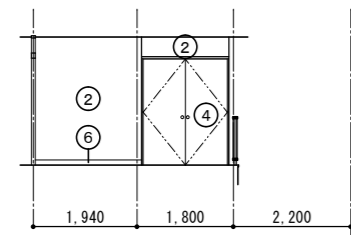
A面1

A面2

B面

C面

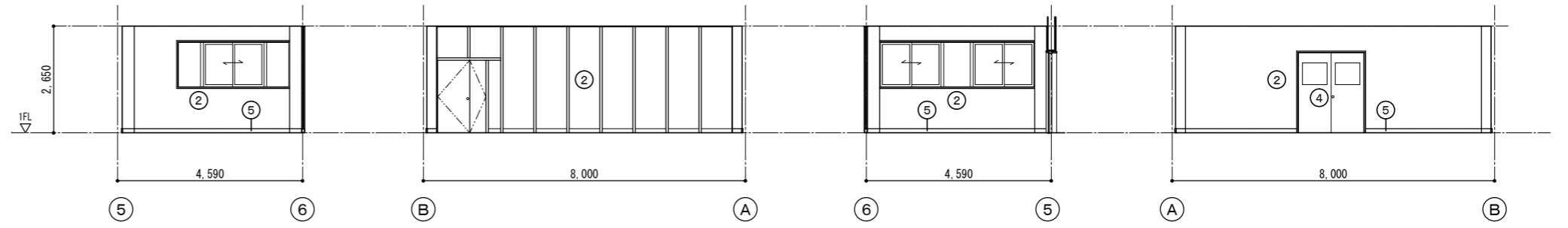
D面1



ホール、階段、廊下

D面2

B



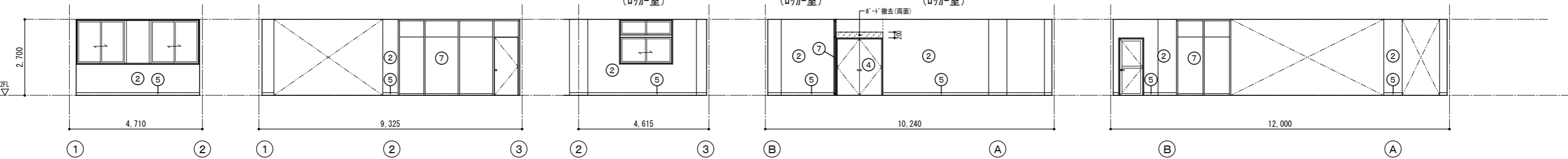
作業室

A面

B面

C面

D面



会議室

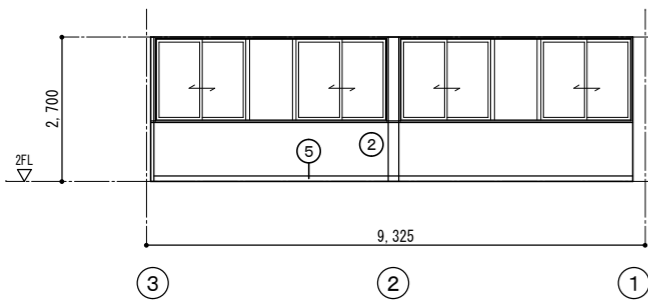
A面1

A面2

A面3

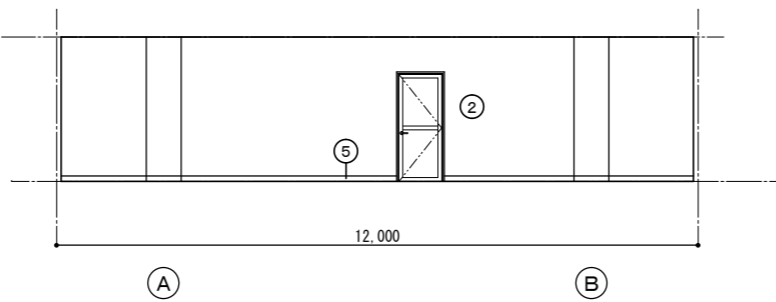
B面1

B面2



会議室

C面



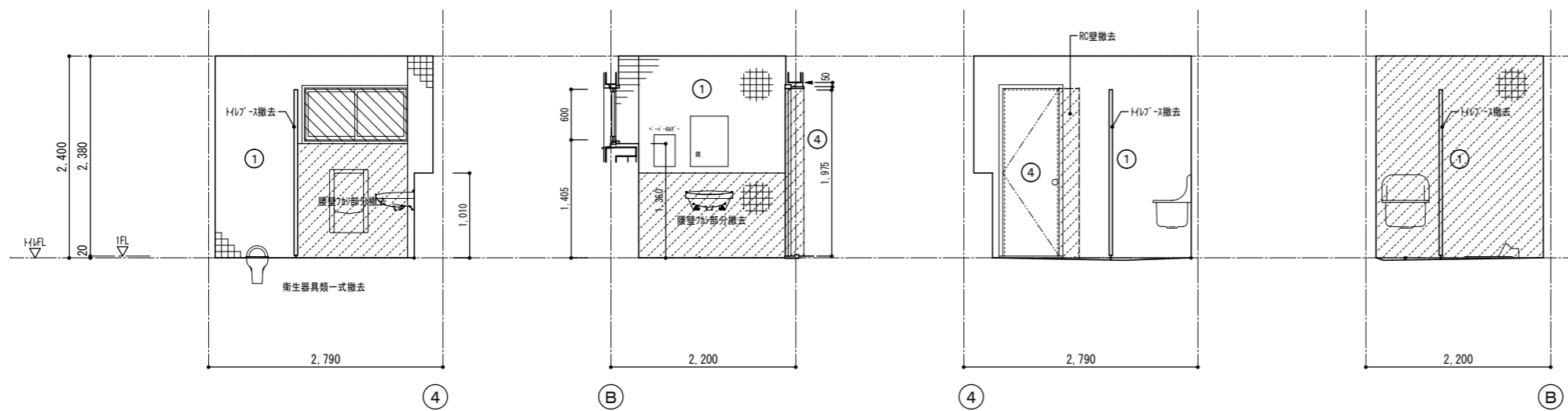
D面

工事範囲外

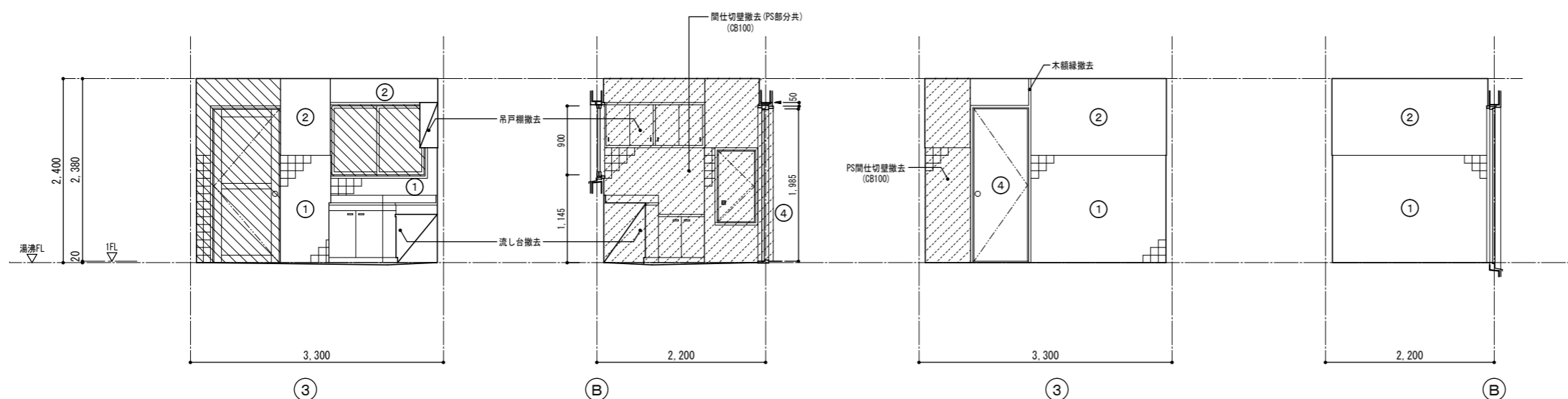
符号	仕上
①	壁パイル撤去(下地共)
②	既存塗膜除去
③	壁パイル撤去
④	建具撤去(枠共)
⑤	木製巾木撤去
⑥	人研ぎ巾木そのまま
⑦	パ-テーション撤去
⑧	
⑨	
⑩	

符号	仕上
①	壁タイル撤去(下地共)
②	既存塗膜除去
③	壁タイル撤去
④	建具撤去(枠共)
⑤	木製巾木撤去
⑥	人研ぎ巾木そのまま
⑦	パーション撤去
⑧	
⑨	
⑩	

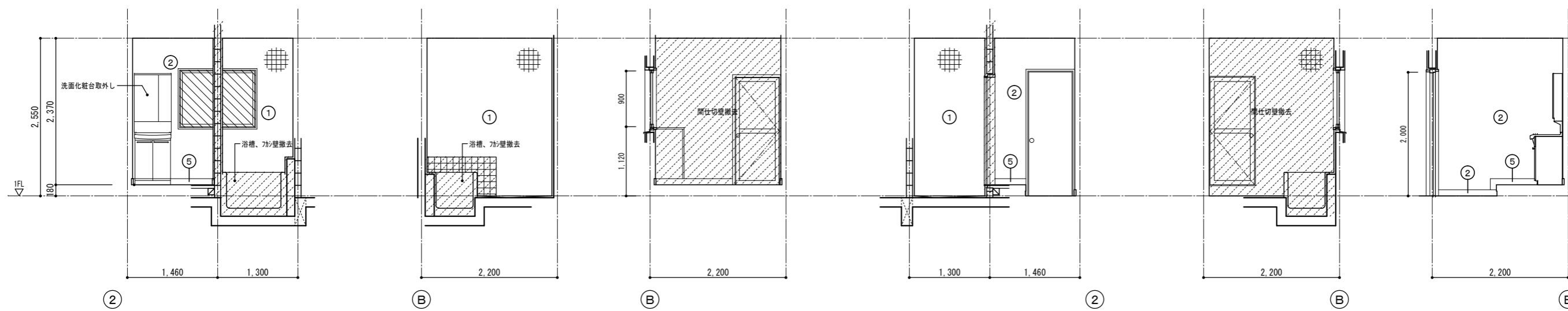
▨ 工事範囲外



トイレ-1 A面 B面 C面 D面



湯沸-1 A面 B面 C面 D面

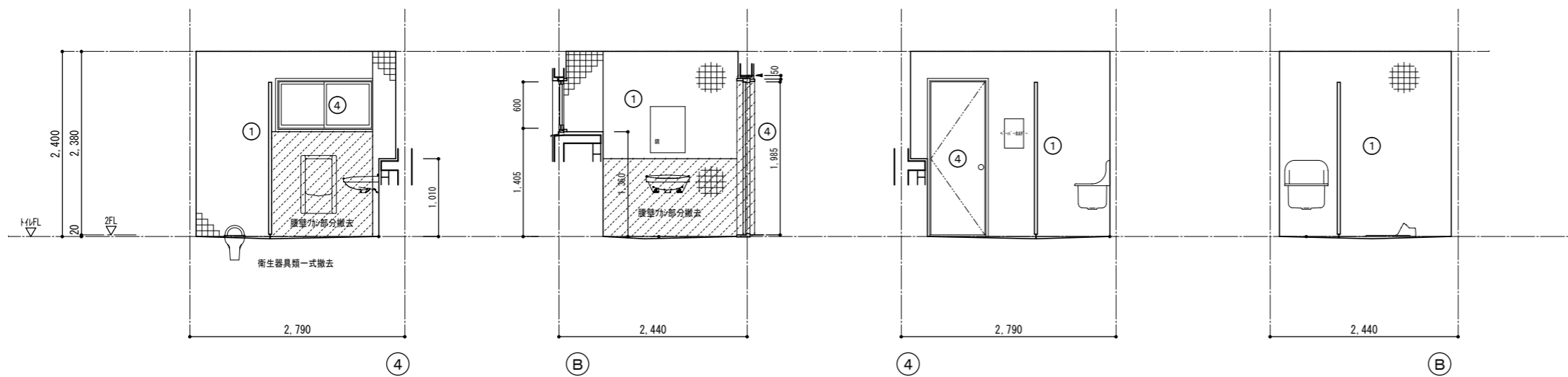


脱衣、浴室 A面 B面(浴室) B面(脱衣) C面 D面(浴室) D面(脱衣)



符号	仕 上
①	壁体撤去(下地共)
②	既存塗膜除去
③	壁面外撤去
④	建具撤去(枠共)
⑤	木製巾木撤去
⑥	人研ぎ巾木そのまま
⑦	パネーション撤去
⑧	
⑨	
⑩	

 工事範囲外



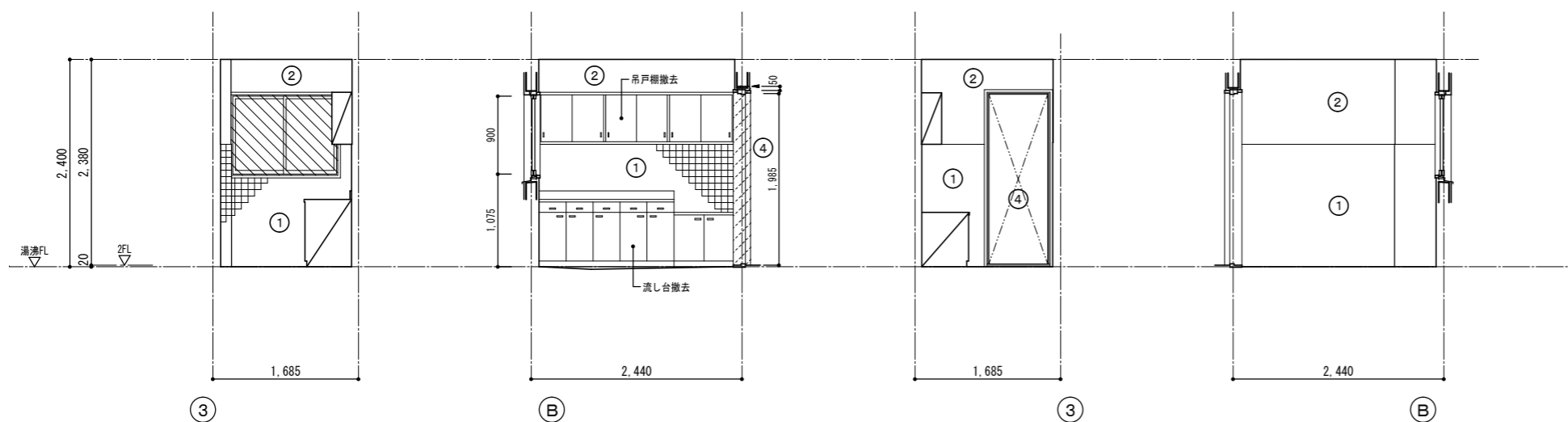
トイレ-2

A面

B面

C面

D面



湯沸-2

A面

B面

C面

D面

●工事名  
R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築

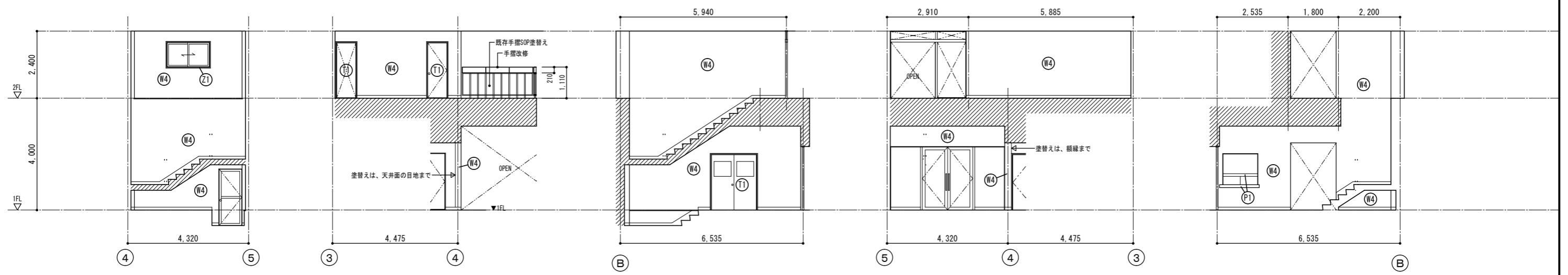
●図面名  
現況 展開図-3

●図面番号  
B-16

●縮尺  
1/50

**小松設計**  
管理建築士  
1級建築士 小松 裕明  
大臣登録 第 344067 号

徳島県土整備部営繕課



ホール、階段、廊下

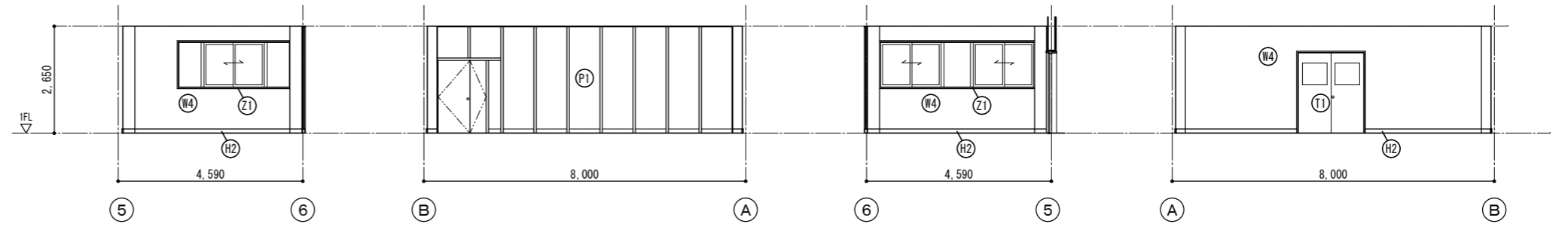
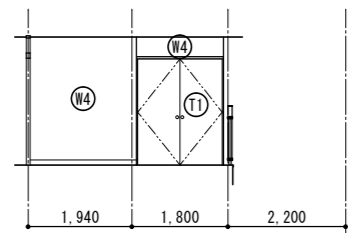
A面1

A面2

B面

C面

D面1



ホール、階段、廊下

D面2

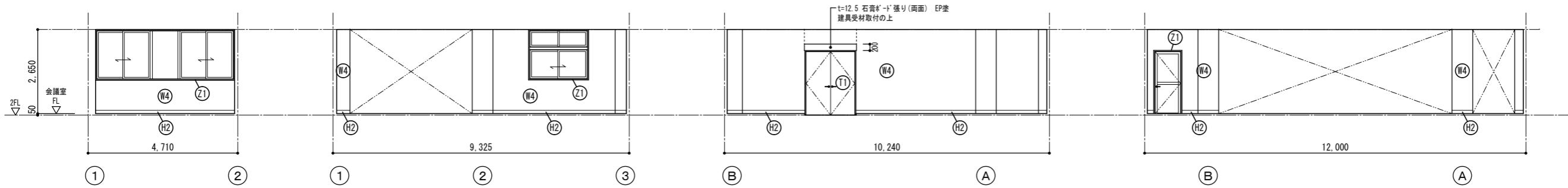
作業室

A面

B面

C面

D面



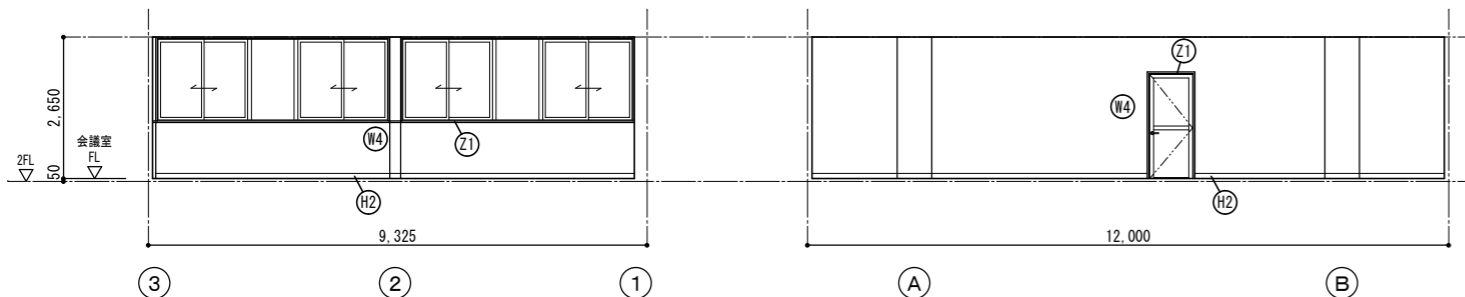
会議室

A面1

A面2

B面1

B面2



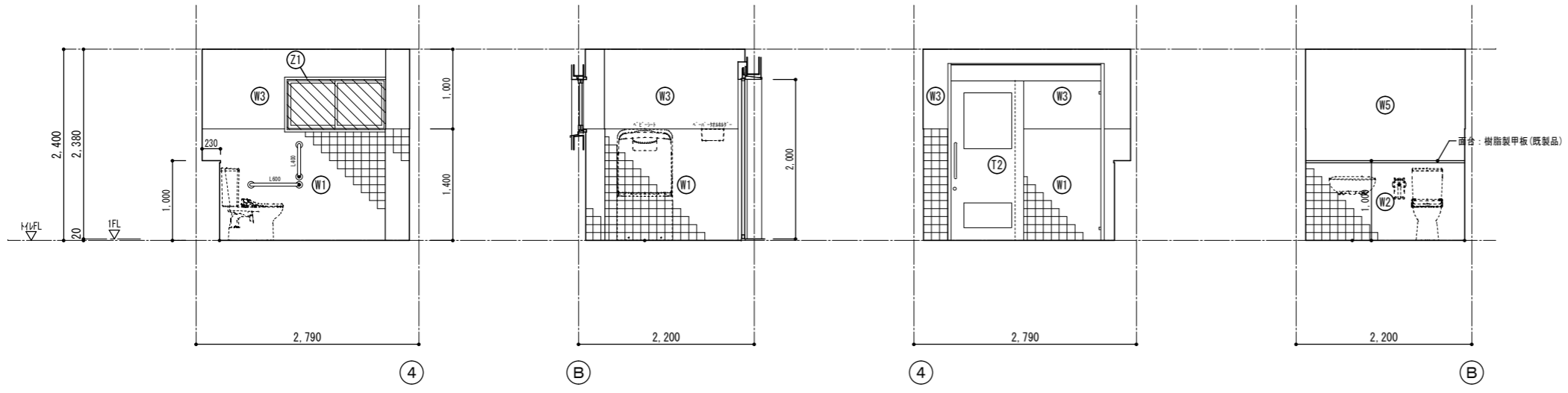
会議室

C面

D面

工事範囲外

符号	仕上	符号	仕上
W1	モルタル下地 100角タイル張り	W4	既存面下地調整 EP塗替え
W2	t=12.5 セメントボード下地 100角タイル張り	W5	t=12 ケイカル板 EP塗
W3	モルタル EP塗	W6	t=12.5 セメントボード EP塗
W4	既存面下地調整 EP塗替え	W7	t=3 抗菌珪藻土化粧板張り
W5	t=12 ケイカル板 EP塗	H1	ソフト巾木 h=100
W6	t=12.5 セメントボード EP塗	H2	モルタル補修 ソフト巾木 h=100
W7	t=3 抗菌珪藻土化粧板張り	T1	7mm建具
H1	ソフト巾木 h=100	T2	軽量鋼製スライディングドア
H2	モルタル補修 ソフト巾木 h=100	P1	既存面下地調整 SOP塗
T1	7mm建具	Z1	額縁: 既存面下地調整 SOP塗替え
T2	軽量鋼製スライディングドア		
P1	既存面下地調整 SOP塗		
Z1	額縁: 既存面下地調整 SOP塗替え		



多目的トイレ

A面

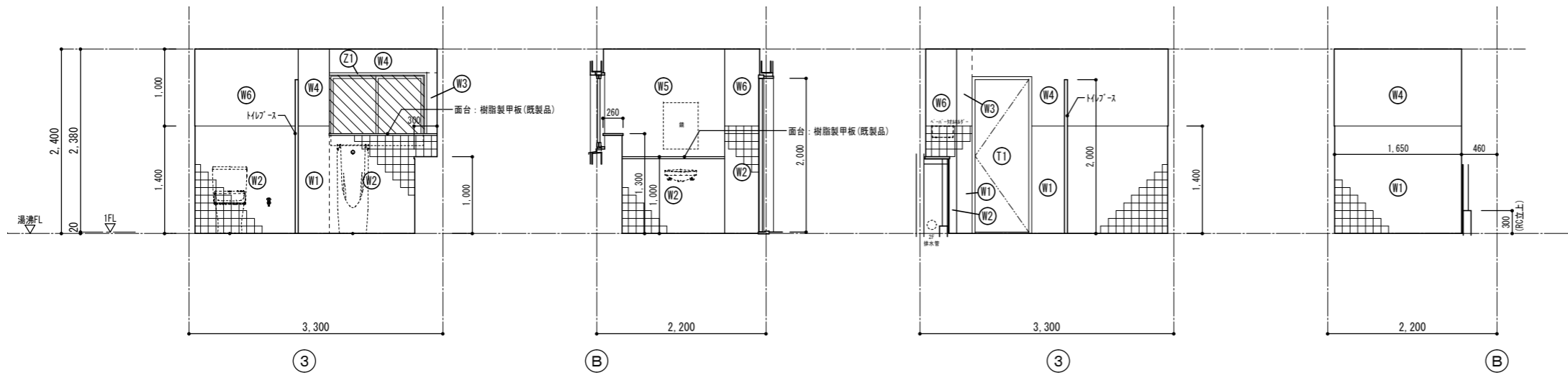
B面

C面

D面

符号	仕上	
W1	モルタル下地 100角タイル張り	新設
W2	t=12.5 セメント系下地 100角タイル張り	新設
W3	モルタル EP塗	新設
W4	既存面下地調整 EP塗替え	
W5	t=12 ケーブル板 EP塗	新設
W6	t=12.5 セメント系下地 EP塗	新設
W7	t=3 抗菌珪酸エポキシ樹脂板張り	新設
H1	ソト巾木 h=100	新設
H2	モルタル補修 ソト巾木 h=100	新設
T1	7&S建具	新設
T2	軽量鋼製スライドドア	新設
P1	既存面下地調整 SOP塗	
Z1	額縁：既存面下地調整 SOP塗替え	

工事範囲外



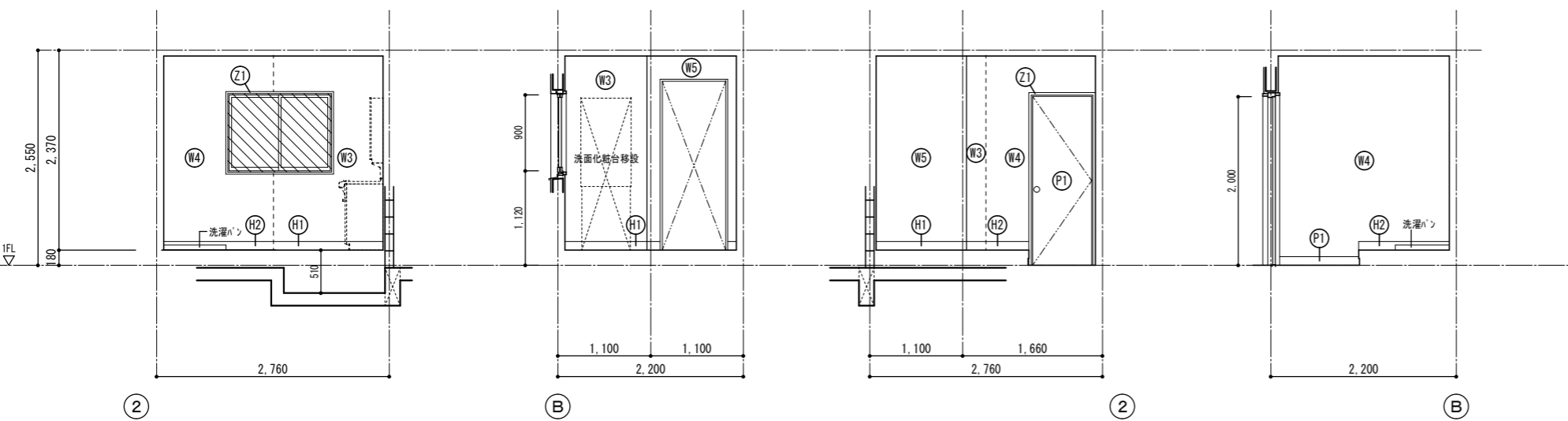
男子トイレ

A面

B面

C面

D面



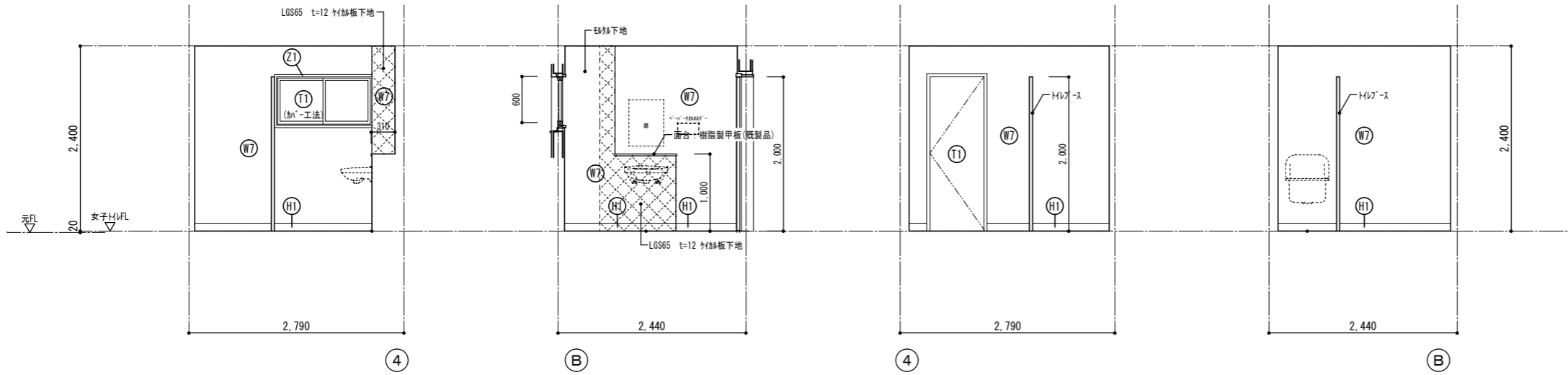
脱衣室

A面

B面

C面

D面



女子トイレ

A面

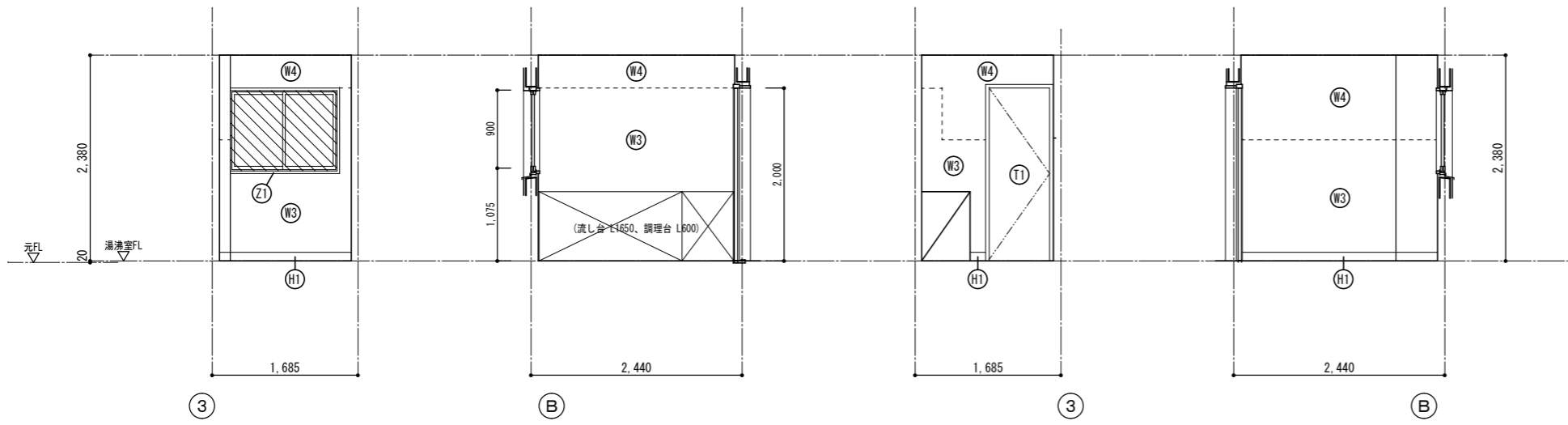
B面

C面

D面

符号	仕上	
W1	モルタル下地 100角ケイ板張り	新設
W2	t=12.5 セメントボード下地 100角ケイ板張り	新設
W3	モルタル EP塗	新設
W4	既存面下地調整 EP塗替え	
W5	t=12 ケイ板 EP塗	新設
W6	t=12.5 セメントボード EP塗	新設
W7	t=3 抗菌珪酸塩繊維板張り	新設
H1	ソフト巾木 h=100	新設
H2	モルタル補修 ソフト巾木 h=100	新設
T1	7&3 建具	新設
T2	軽量鋼製スライディングドア	新設
P1	既存面下地調整 SOP塗	
Z1	額縁: 既存面下地調整 SOP塗替え	

工事範囲外



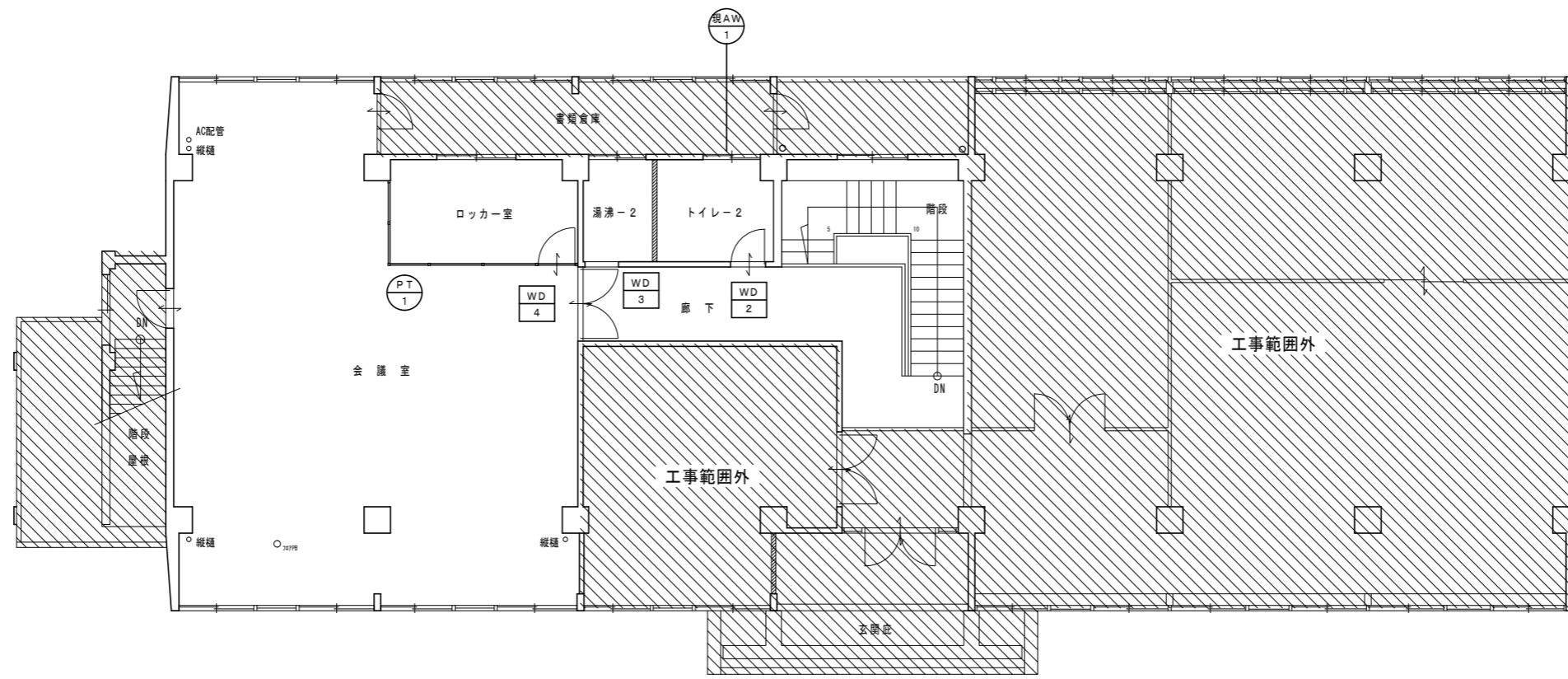
湯沸室

A面

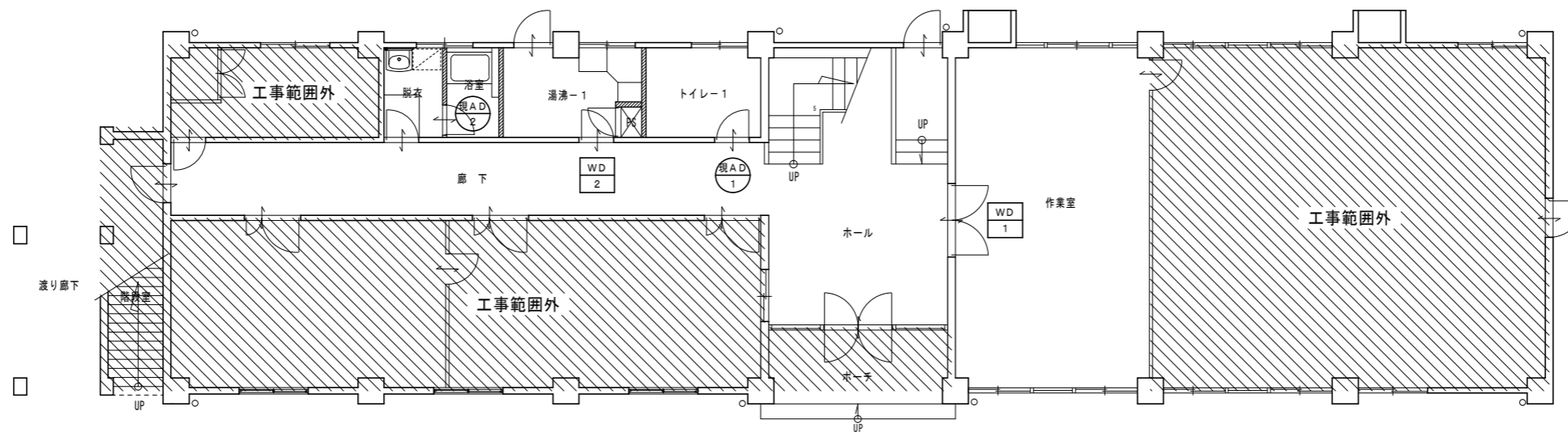
B面

C面

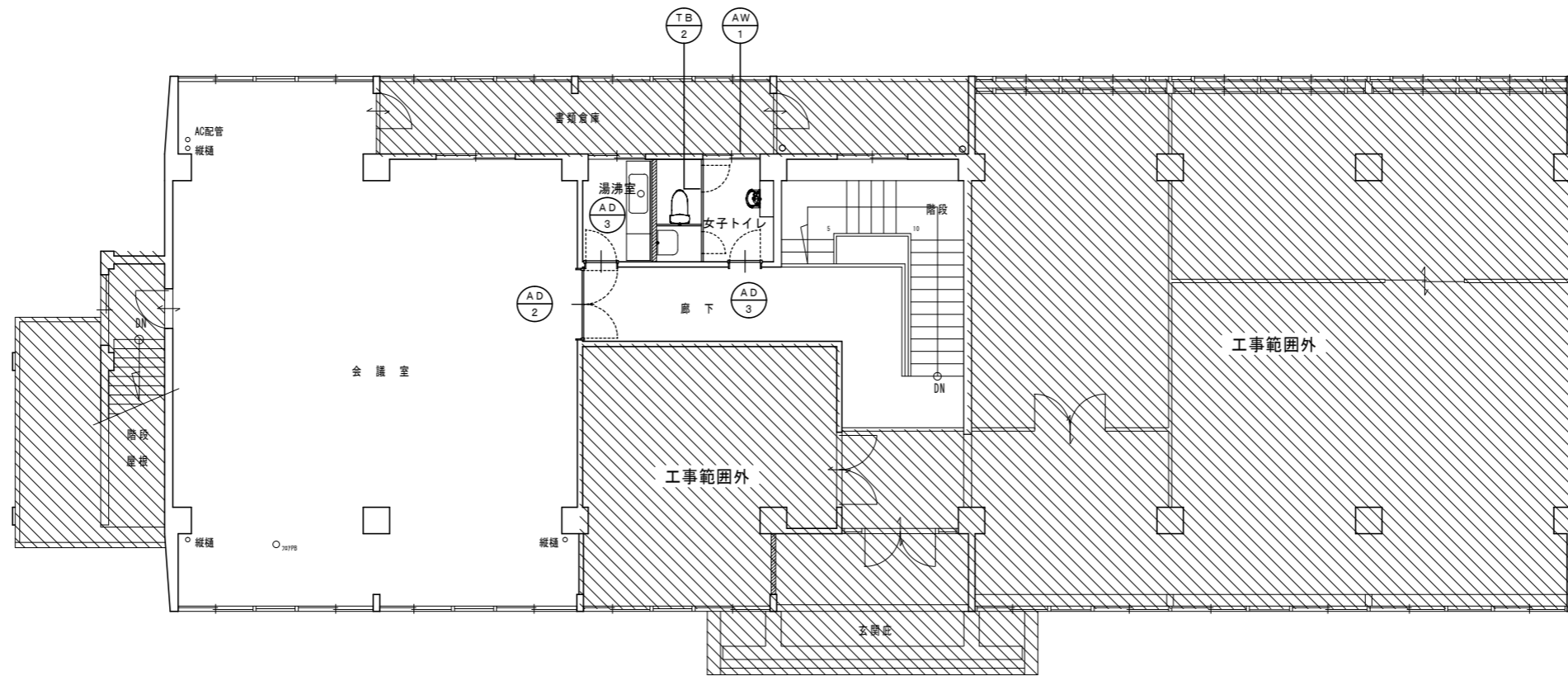
D面



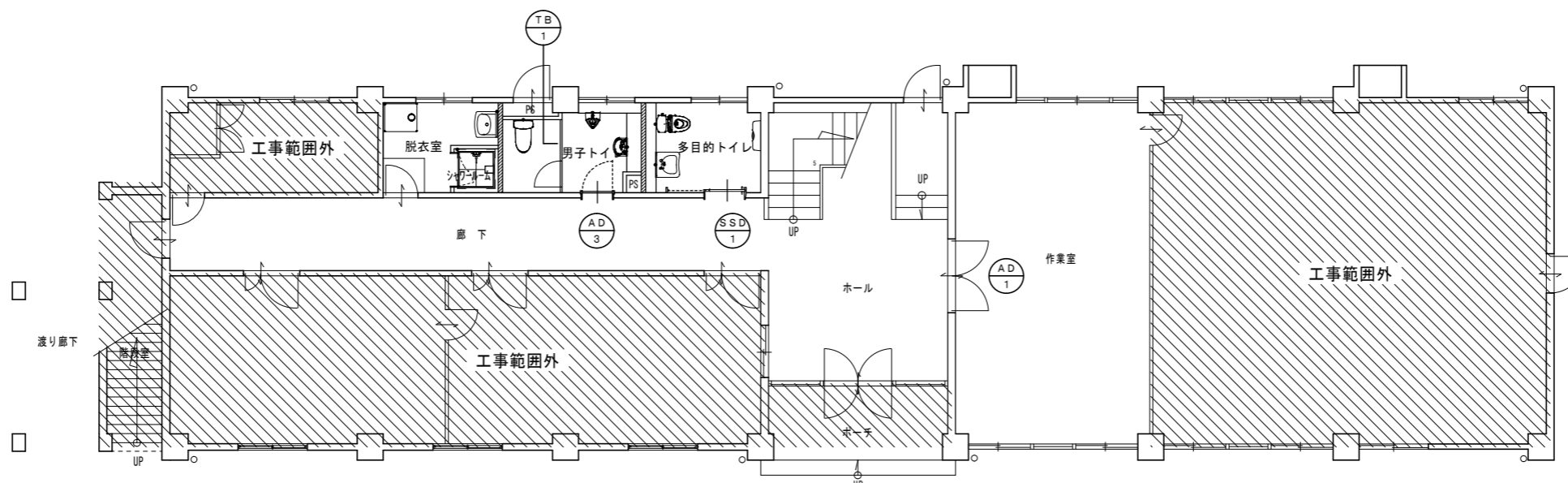
現況 2階建具配置図 S=1/100



現況 1階建具配置図 S=1/100



改修 2階建具配置図 S=1/100



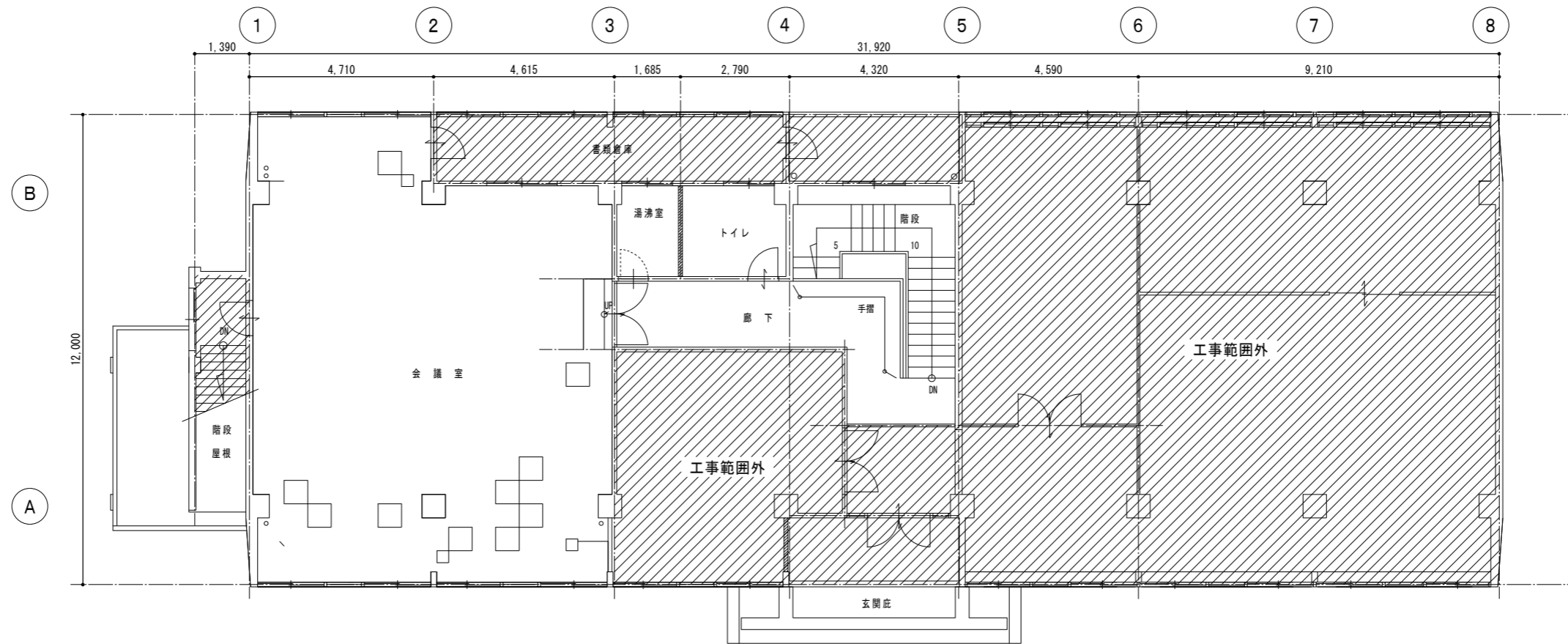
改修 1階建具配置図 S=1/100

現況 建具リスト


記号・数量	① A/D × 1	② A/D × 1	① A/W × 1	① W/D × 1	② W/D × 2	③ W/D × 1	④ W/D × 1	① P/T × 1
形状	撤去 	撤去 	撤去 	撤去 	撤去 	撤去 	撤去 	撤去 
場所	トイレ-1	浴室	トイレ-2	作業室	湯沸-1、トイレ-2	湯沸-2	会議室	会議室
形式	アルミ片開きドア	アルミ片開きドア	アルミ引違い窓	両開きドア	片開きドア	両開きドア	両開きドア	アルミパーテーション
見込	40	40	70	36	36	36	36	50
材質・仕上	アルミ	アルミ	アルミ	木製	木製	木製	木製	アルミ
硝子	F-4	F-4	F-4	F-4	F-4	F-4	F-4	-

改修 建具リスト

記号・数量	① S/D × 1	① A/D × 1	② A/D × 1	③ A/D × 3	① A/W × 1	① T/B × 1	② T/B × 1	
形状	新設 	新設 	新設 	新設 	新設 	新設 	新設 	
場所	多目的トイレ	作業室	会議室	男子トイレ、女子トイレ、湯沸	女子トイレ	男子トイレ	女子トイレ	
形式	自閉式スライディングドア (外付)	両開き框ドア	両開き框ドア	片開き框ドア	アルミ引違い窓 (カバー工法)	トイレブース (巾木型)	トイレブース (巾木型)	
見込	80	70	70	70	70	18	40	
材質・仕上	鋼製・焼付塗装	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	芯材：フェノール樹脂 表面：メラミン樹脂	メラミン樹脂	
硝子	F-4	F-4	F-4	F-4	F-4	-	-	
金物	SUS沓摺、引棒、大型サムターン錠 (表示錠) 指詰め防止ゴム	DC、レバーハンドル、シリンダ錠 (内部サムターン) ガラス落し、SUS沓摺	DC、レバーハンドル、シリンダ錠 (内部サムターン) ガラス落し、SUS沓摺	DC、レバーハンドル、SUS沓摺	クレセント	表示錠、丁番、戸当り	表示錠、ケースノット、ヒンジ、戸当り	
備考								
記号・数量								
形状								
場所								
形式								
見込								
材質・仕上								
硝子								
金物								
備考								



2階会議室OAフロア割付図 S=1/100

	●工事名 徳島県土整備部営繕課 R1営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築	●図面番号 B-23 ●縮尺 1/10・1/25・1/50・1/100	 <b>小松設計</b> 管理建築士 1級建築士 小松 裕明 大臣登録 第 344067 号
--	---	--	--



